
(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 の手引き

－ 2026(令和 8)年度 －

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会

目 次

[共済事業]

I. (一社) 埼玉県 PTA 安全互助会のご案内	3
1. 補償の概要	3
2. 補償対象者 (被共済者)	3
3. 補償の対象となる PTA 行事・活動	4
4. 補償の対象とならない PTA 行事・活動	4
5. お支払いする共済金の主な内容	5
6. 補償対象外となる主な場合	5
7. (一社) 埼玉県 PTA 安全互助会互助制度の会費と補償内容	6
・ 通常加入と新規中途加入の相違点	6
・ (一社) 埼玉県 PTA 安全互助会の補償制度の概要	6
・ 必要書類のダウンロード	7
・ 「(一社) 埼玉県 PTA 安全互助会ご案内」配布のお知らせ	7
II. 通常加入手続き	8
1. 通常加入 (4 月補償開始) 手続きの流れ	8
様式-1 通常加入 加入申込書の説明・注意事項と 提出用 様式-1	9,10
様式-2-A 準会員名簿の説明・注意事項と 提出用 様式-2-A	11,12
様式-2-B その他会員名簿の説明・注意事項と 提出用 様式-2-B	13,14
様式-3 通常加入 確定数・払込金額報告書の説明・注意事項	15
様式-3 通常加入 確定数・払込金額報告書 払込可能確認表の確認手順	16
様式-3 通常加入 確定数・払込金額報告書の記入例	17
様式-3 通常加入 確定数・払込金額報告書 提出用 様式-3	18
通常加入 会費等の納入について	19
一括加入リスト変更方法	20
一括加入、個別加入の PTA 会員向け文書	20
III. 新規中途加入手続き	21
1. 新規中途加入 (7 月補償開始) 手続きの流れ	21
IV. 事故が発生したら	22
1. 事故発生時の流れ	22
様式-4 傷害事故発生報告書の説明・注意事項と 提出用 様式-4	23,24
様式-5 賠償事故発生報告書の説明・注意事項と 提出用 様式-5	25,26
V. 安全教育啓発事業実施助成について	27
安全教育啓発事業助成申請書 (様式-11-A~様式-17)	28~35
VI. (一社) 埼玉県 PTA 安全互助会のあらまし【重要事項説明書】	36
契約概要	36
注意喚起情報	37
個人情報保護方針	38

◎保険会社によるオプションプラン、個人情報漏えい補償（サイバー保険）プラン、
自転車・タブレットまるっと賠償補償（一括加入）について（単Pごとの任意加入）

[保険事業]

I.オプションプラン・個人情報漏えい補償プランのご案内	39
II.オプションプラン・個人情報漏えい補償プランの保険金額および保険料	40
III.オプションプラン・個人情報漏えい補償プランの補償内容.....	41
1.補償の概要	41～43
2.被保険者	43
3.補償の対象となる PTA 行事・活動	43～44
4.補償の対象とならない PTA 行事・活動	44
5.お支払いする保険金の主な内容	44～45
・この保険のあらまし（契約概要のご説明）	45
・補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）	46～49
・ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）	50～53
・ご加入内容確認事項	54
IV.「自転車・タブレットまるっと賠償補償」のご案内（一括加入）	55
・この保険のあらまし（契約概要のご説明）	56
・補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）	56～58
・ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）	59～60
・ご加入内容確認事項	61
・「自転車・タブレットまるっと賠償補償」（一括加入）の申込方法、保険料および締切	62

I. (一社)埼玉県 PTA 安全互助会のご案内

共済事業は、PTA 会員等が PTA 行事参加中に不慮の事故にあわれた場合に、幅広く補償を行うため、PTA 会員等のおケガの共済制度と法律上の賠償責任等に対するお見舞金制度を組み合わせた互助制度です。

共済期間 通常 加入:2026 年 4 月 1 日午前 0 時～2027 年 3 月 31 日午後 12 時(1 年間)
新規中途加入:2026 年 7 月 1 日午前 0 時～2027 年 3 月 31 日午後 12 時(9 か月間)
※新規中途加入は前年度加入していない PTA のみが対象

1. 補償の概要

(1) おケガの共済制度

PTA 会員等が日本国内において、所属する PTA 管理下^{※①}にある PTA 行事に参加している間(PTA が指定する集合、解散場所と自宅または職場との通常の経路の往復中を含みます)に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償します。

ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合は補償の対象外です。

(補償対象の例)

- ・PTA 主催のバレーボール大会で高くジャンプしたところアキレス腱を切った。
- ・PTA 行事に参加するための所定の場所と自宅または本会が特に認めた主たる職場との通常の経路の往復中に駅の階段から転落し骨折した。

(2) 賠償事故等のお見舞金制度

PTA 管理下^{※①}にある PTA 活動遂行中に偶然に発生した次の事故において、PTA が法律上の責任を負担する場合に社会通念上妥当な範囲において、お見舞金^{※②}をお支払いします。

- ・PTA 活動遂行中、他人の身体に傷害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合
- ・PTA が学校など第三者から借用したスポーツ用具や教育資材などの財物を PTA 会員や園児・児童・生徒が壊したり、紛失したり、盗難された場合

(補償対象の例)

- ・PTA 主催の野球大会で看板の設置が不十分であったため倒れ、他人がケガをした。
- ・PTA 主催のサッカー大会で学校から借用したサッカーゴールを運搬中に損傷させてしまった。

※①PTA 管理下とは、PTA の指揮、監督および指導下をいいます。

※②お見舞金は社会通念上妥当な範囲において、当会の規程に基づき決定し、お支払いします。

* PTA・青少年教育団体共済法では、第三者に対しての賠償は補償の対象外となります。しかしながらお見舞金給付については、社会通念上妥当な範囲において、保険業法の規制を受けるものではなく、実施することができます。

2. 補償対象者(被共済者)

- (1) 安全互助会加入の全会員(教職員会員も含みます)
- (2) 安全互助会加入会員の園児・児童・生徒
- (3) 安全互助会加入会員の同居の親族(未就学児も含みます)
* 別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります。
- (4) PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方(様式-2-A、B に記載されている方)
* PTA 活動に参加する PTA 会員以外のボランティア等をいいます。

3. 補償の対象となる PTA 行事・活動

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会の互助制度では、PTA が企画・立案し、「主催または共催する行事」の活動中の事故を補償いたします。

※PTA 行事とは日本国内において PTA が企画・立案し主催または共催する行事で、PTA 総会、運営委員会など PTA 会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。つまり、総会・運営委員会等で活動計画として事前に承認・決定されている行事をいいます。

※「主催」・「共催」のみが補償の対象です。「後援」・「協力」等は対象ではありませんので、ご注意ください。

主催・共催	補償対象となる活動
(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 (一財)埼玉県高等学校安全振興会 埼玉県高等学校 PTA 連合会 埼玉県 PTA 連合会 さいたま市 PTA 協議会 埼玉県国公立幼稚園 PTA 連合会	総会・役員会・理事会・専門委員会等
	各種研究、研修集会等
郡市町村 PTA 連合会 各地区 PTA 連絡協議会	総会・役員会・理事会・専門委員会等
	各種研究、研修集会等
単位 PTA	総会・役員会・理事会・専門委員会等
	学級・学年 PTA・単位 PTA 主催・共催の活動
上記以外	行政機関が実施する <u>PTA との共催事業</u>
	県 P 等より上部機関の実施する各種業務
	県 P 等・郡市町村 P・単 P の他団体との共催事業
	県 P 等・郡市町村 P・単 P が機関決定し、会長の委嘱した業務
	PTA 会長が認めた関連団体への出張

4. 補償の対象とならない PTA 行事・活動

- ◎ 総会・運営委員会等で活動計画として承認・決定されていない行事
 - ◎ PTA 以外の団体や機関が主催したもので、PTA が共催団体になっていない活動
 - ◎ 自動車の物損事故
 - ◎ 「子ども 110 番の家」等を利用し、その結果当該「子ども 110 番の家」等の家人に災害が発生した場合
- ※ただし、場合により当会規程お見舞金制度において給付することがあります。

5. お支払いする共済金の主な内容

おケガの共済制度

日本国内において、被共済者が PTA 管理下において PTA 行事(行事に参加するための所定の場所と自宅または本会が特に認めた主たる職場との通常経路の往復を含みます)参加中に「急激かつ偶然な外来の事故」(以下「事故」といいます)によりケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同様とします)をされた場合に、下記の共済金をお支払いします。ただし、熱中症に関しては共済金ではなく、審査のうえお見舞金をお支払いする場合があります。

死 亡 共 済 金	被共済者(※)が PTA 行事中に事故によってその身体に被った傷害または生じた疾病により、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は死亡共済金をお支払いします。ただし、すでに後遺障害共済金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害共済金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に所定の後遺障害が生じた場合には、その程度に応じて後遺障害共済金をお支払いします。
入 院 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活ができなくなり、かつ、入院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対して入院共済金をお支払いします。
通 院 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ、通院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対して通院共済金をお支払いします。

※被共済者：①安全互助会加入会員および会員の園児・児童・生徒 ②安全互助会加入会員の同居の親族等

③PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方(様式-2-A、B に記載されている方)

*共済金のお支払い額が 10 万円以上の場合(通院 40 日以上、または入院 25 日以上など)は、診察をしていただいた医療機関での証明書が必要となります。その際の証明書代はご本人様(当事者様)のご負担となります(原本を他に使用する場合はコピーでも対応できます。)

6. 補償対象外となる主な場合

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合
- (2) 故意または重大な過失
- (3) 自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- (4) 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転
- (5) 脳疾患、疾病、心神喪失に起因する傷害
- (6) 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- (7) 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(注)を除きます)、核燃料物質などによる事故
- (8) 頸(けい)部症候群(むちうち症)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- (9) 自動車、原動機付自転車などによる競技・競走・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故
- (10) ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- (11) 地震、噴火または津波による事故 など

(注)テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

7. (一社)埼玉県 PTA 安全互助会互助制度の会費と補償内容

会費	通常加入	新規中途加入
	会費 100 円/世帯 (共済掛金 95 円 + 負担金 5 円)	会費 90 円/世帯 (共済掛金 85 円 + 負担金 5 円)

通常加入と新規中途加入の相違点

	通常加入	新規中途加入
加入条件	3 月中に申込(様式-1 を提出)	①前年度加入していない ②4 月～6 月中に申込(様式-1 を提出)
会 費	100 円/世帯 (共済掛金 95 円 + 負担金 5 円)	90 円/世帯 (共済掛金 85 円 + 負担金 5 円)
共済期間	2026 年 4 月 1 日午前 0 時～ 2027 年 3 月 31 日午後 12 時 (1 年間)	2026 年 7 月 1 日午前 0 時～ 2027 年 3 月 31 日午後 12 時 (9 か月間)

補償内容

補 償 内 容			
共 済 掛 金	傷 害 給 付	死 亡 共 済 金	250 万円
		後遺障害共済金	10～200 万円
		入 院 共 済 金	4,000 円(1 日目から)
		通 院 共 済 金	医師によるもの 2,500 円(1 日目から)
		既定の条件(※)を満たした柔道整復師法に定める柔道整復師(接骨院・整骨院)によるもの	1,500 円(1 日目から)
負 担 金	疾 病 給 付	死 亡 共 済 金	100 万円
	賠 償 責 任 等	見舞金(審査会の審査による)	社会通念上妥当な範囲
		手術見舞金(審査会の審査による)	2～4 万円まで

※既定の条件とは...1.柔道整復師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。

2.通院期間が 1 か月を超える場合は 1 か月につき 1 回以上は医師の診断を受けていること。

主な事例

PTA 会議の帰りに転んでけがをした。足首をねん挫し、整形外科で診断を受け、その後接骨院に 3 回通院し完治、共済金の給付を受けた。

PTA 主催のスポーツ大会のバレーボールの練習中アキレスけん断裂し、病院へ通院、共済金の給付を受けた。



PTA 主催のバザー開催時、突風と大雨により緊急避難したが、テントが飛ばされ壊れてしまった。見舞金の給付を受けた。

必要書類のダウンロード

前年度以前の古い書類は使わず、必ずこの手引きの書類をコピー、あるいは安全互助会の HP からダウンロード(2026 年度)してご利用ください。

ダウンロードの手順

- 1.埼玉県 PTA 安全互助会の HP にアクセス <https://sai-pta-an.org/> または
- 2.該当項目をクリック(共済への加入・請求手続き)
- 3.必要な書類(様式-1、様式-3)をクリックしてファイルを開き、保存及び印刷
- 4.保存したファイルを開き、必要事項を記入
- 5.記入した書類をメール(info@sai-pta-an.jp)または FAX (048-749-1669)にて送信



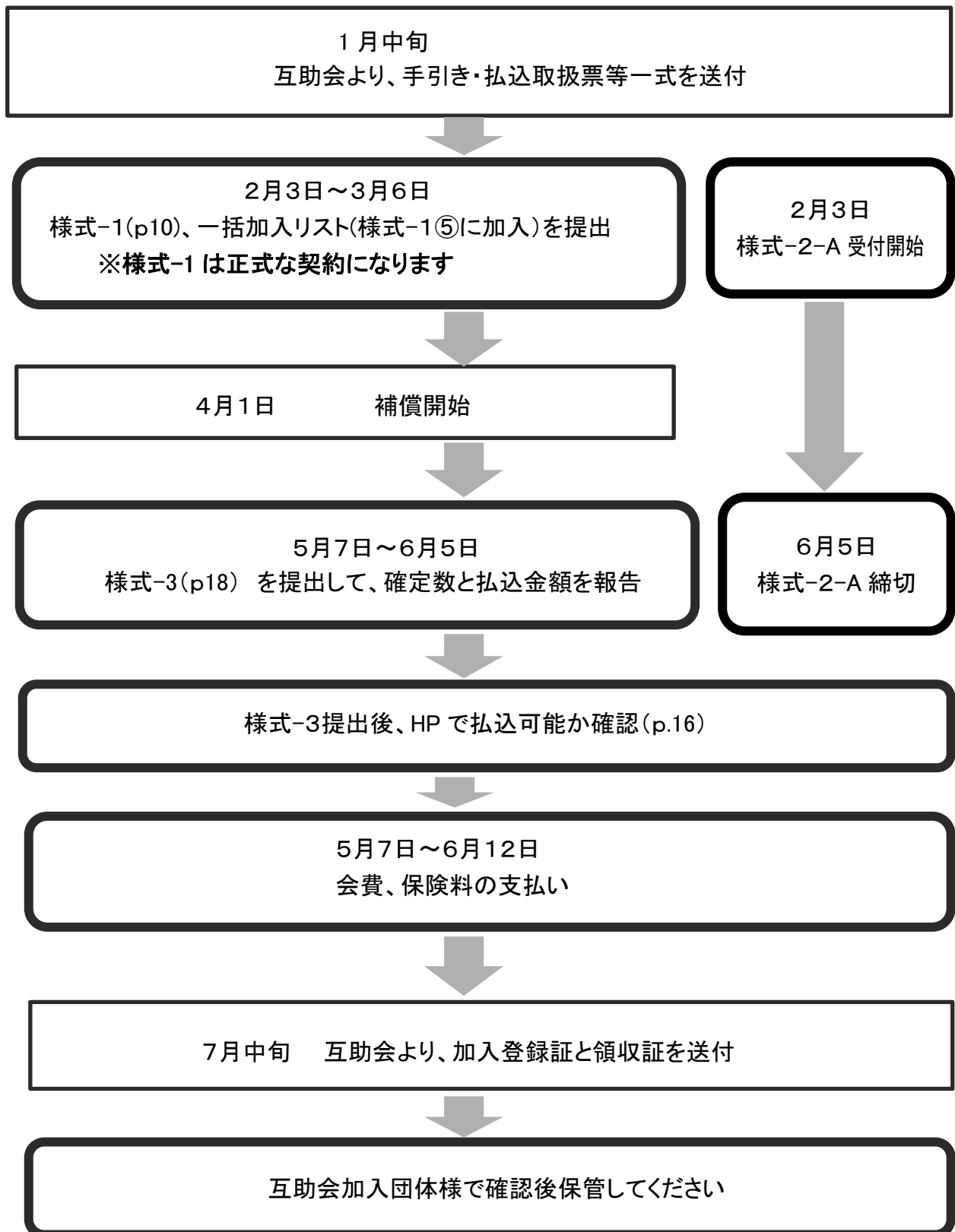
各会員様へのご案内資料

2026 年度の加入各会員様にお配りする当会の「ご案内」資料は、2026 年 4 月中旬ごろに各単位 PTA に配布予定です。
(学校に届けられますので担当の先生にお問い合わせください)



Ⅱ. 通常加入手続き

1. 通常加入(4月補償開始)手続きの流れ



※スケジュールは変更になる可能性があります。

様式-1 通常加入(4月補償開始) 加入申込書の説明・注意事項

- ・締切厳守でお願いいたします。
 - ・PTA 会長名は、記入した時点の PTA 会長のお名前とフリガナを記入してください。
 - ・PTA 会長の公印を必ず押してください。(個人印や校長印ではありません)
- ※公印の大きさは 8mm～25mm、形は丸形でも四角でも可
- ・日中連絡のつきやすい連絡先を記入してください。
 - ・①在籍園児・児童・生徒数、②PTA 会員数は、2026 年 4 月 1 日時点の総見込み数を記入してください。正式な人数は様式-3 で報告していただきます。準会員がいない場合は 0 と記入してください。
 - ・③オプションプラン、④個人情報漏えい補償(サイバー保険)プラン、⑤自転車・タブレットまるっと賠償補償(一括加入)、⑥団体傷害保険(個別加入)の項目は当てはまるものに○をつけてください。
 - ・この加入申込書が正式な契約になります。提出後の変更はできませんのでご注意ください。そして必ず次期担当者へお渡しください。



公印例

※ 前年度以前の古い書類は使わず、必ずこの手引きの書類をコピー、あるいは安全互助会の HP からダウンロードしてご利用ください。ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

記入例 様式-1(一社)埼玉県 PTA 安全互助会及びオプションプラン等加入申込書

鴻巣市立 <u>こうのとり小</u> 幼稚園・こども園 <u>学校</u> 現 PTA 会長 氏名 <u>埼玉 太郎</u>		こうのとり 小学校 PTA 会長印	
学校等の所在地	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 鴻巣市〇〇町 1234		
	E-mail(必ず記入)		
TEL	()	FAX	()
事務担当者	PTA 役職	氏名(フリガナ)	
	会計		
	日中の連絡先 ()		

① ②は見込み数を記入してください。準会員がいない場合は 0 世帯と記入してください。(新年度 4 月 1 日総見込み数)

① 互助会に加入する在籍園児・児童・生徒数	350 名		
② 互助会に加入する会員数 会費:100 円	④世帯数	250 世帯	⑤教職員数 30 名
	③準会員(様式 2-A)	20 世帯	合計(④+⑤+③) 300 名

オプションプラン等の補償を上乗せ(保険会社) ⑦～⑩はあてはまるものに○をつけてください。

③ オプションプラン ※提出後のプラン変更はできません	20 円	30 円	50 円	加入しない
④ 個人情報漏えい補償プラン 30 円(サイバー保険)	加入する		加入しない	
⑤ 自転車・タブレットまるっと賠償補償(一括加入)	加入する		加入しない	
⑥ 団体傷害保険(個別加入) 団体傷害保険(個別加入)のリーフレット配布	各ご家庭で判断していただく資料ですので、できるだけ配布していただけますようお願いいたします			

様式-1 通常加入用

お申込締切 2026 年 3 月 6 日(金)

※正式な契約になり、提出後 4 月から補償開始となります

送信日 2026 年 月 日

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会及びオプションプラン等加入申込書

立		幼稚園・こども園 学 校		現 PTA 会長 氏名		フリガナ		公印	
学校等の所在地	〒 -								
	E-mail(必ず記入)								
TEL	()		FAX			()			
事務担当者	PTA 役職		氏名(フリガナ)						
	日中の連絡先		()						

①②は見込み数を記入してください。準会員がいない場合は 0 世帯と記入してください。(新年度 4 月 1 日総見込み数)

①互助会に加入する 在籍園児・児童・生徒数		名
②互助会に加入する 会員数 会費:100 円	④世帯数	世帯
	⑤教職員数	名
	⑥準会員(様式 2-A)	世帯
	合計(④+⑤+⑥)	名

オプションプラン等の補償を上乗せ(保険会社) ③~⑥はあてはまるものに○をつけてください。(p39~p63)

③ オプションプラン ※提出後のプラン変更はできません	20 円	30 円	50 円	加入しない
④ 個人情報漏えい補償プラン 30 円 (サイバー保険)	加入する	加入しない		
⑤ 自転車・タブレットまるっと賠償補償 (一括加入)	加入する	加入しない		
⑥ 団体傷害保険(個別加入) 団体傷害保険(個別加入)のリーフレット	各ご家庭でご加入していただける個別加入の傷害保険ですので新入生や転入生へリーフレットの配布をお願いします			

※準会員→p.11、p.12 一括加入リスト→p.62 一括加入リストの変更→p.20 を参照してください。

※一括加入する場合は、加入者リストもあわせてご提出ください。締切は 3/6(金)です。

※一括加入、個別加入の PTA 会員へのお知らせについて→p.20

提出先 FAX 048-749-1669 または E-mail info@sai-pta-an.jp

様式-2-A 準会員名簿の説明・注意事項

- ・締切厳守でお願いいたします。
- ・PTA 活動開始前までに提出してください。活動後の提出は補償できません。
- ・PTA 会長名は、記入した時点の PTA 会長のお名前とフリガナを記入してください。
- ・PTA 会長の公印を必ず押印してください。(個人印や校長印ではありません)

※公印の大きさは 8mm～25mm、形は丸形でも四角でも可



公印例

- ・準会員は次の(1)～(3)の条件全てに当てはまる方です。

- (1) PTA 会員以外の方
- (2) PTA 活動に年 2 回以上ご協力いただける方
- (3) 会費(通常加入 100 円、新規中途加入 90 円)を納めていただける方

- ・同一世帯(夫婦・親子等)の方が含まれる場合

- 会費は 1 世帯分(通常加入 100 円、新規中途加入 90 円)を納めてください。
- 名簿は活動にご協力いただける方全員のお名前を記入してください。

- ・提出日によって補償期間が異なりますので、ご注意ください。締切以降は受付できません。

様式 2-A 名簿	提出日	補償開始日
通常加入	～2026 年 3 月 31 日	2026 年 4 月 1 日～
	2026 年 4 月 1 日～2026 年 6 月 5 日	様式-2-A 到着日の翌日～
新規中途加入	～2026 年 6 月 5 日	2026 年 7 月 1 日～

- ・学校応援団・子ども見守り隊等は所属する市町村行政の補償となりますので、適用外となります。補償状況はそれぞれの市町村へお問い合わせください。

- ・削除と追加(変更は、6 月 5 日の締切日まで受付可能です。)

削除→該当者の名前に二重線を引いてお送りください。

追加→新しい書類に記入してお送りください(すでに送った名簿の途中に追加しないでください)。

前年度以前の古い書類は使わず、必ずこの手引きの書類をコピー、あるいは安全互助会の HP からダウンロードしてご利用ください。ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

記入例

様式-2-A

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 準会員名簿
(各単位 PTA が事前に承認し、PTA 会員以外で準会員として会費を納める者)

幼稚園・こども園

フリガナ

タナカ ハナコ

鴻巣市 立 こうのとり小 学 校 現 PTA 会長 氏名 田中 花子

こうのとり
小学校
PTA
会長
之
印

NO	氏 名	フリガナ	活動内容
1	新井 みなみ	アライ ミナミ	PTA 活動全般
2	松原 ひがし	マツバラ ヒガシ	〃
3	広田 明	ヒロタ アキラ	家族 毎週月曜 読み聞かせ
4	広田 花子	ヒロタ ハナコ	
			〃

様式-2-A

お申込締切 2026 年 6 月 5 日(金)

2026 年 3 月 31 日までに提出→2026 年 4 月 1 日より補償開始

送信日 2026 年 月 日

2026 年 4 月 1 日～6 月 5 日に提出→到着日翌日から補償開始

新規中途加入の場合→2026 年 7 月 1 日より補償開始

※必ず PTA 活動開始前までに提出してください

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 準会員名簿(各単位 PTA が事前に承認し、PTA 会員以外で準会員として会費を納める者)

立	幼稚園・こども園 学 校	PTA 会長	フリガナ 氏名	公印
NO	氏 名	フリガナ	活動内容	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

- ① PTA 会員以外(学校にお子様が生籍していない地域の方等)で、PTA 活動に年間 2 回以上参加し、会費を納めていただく方の名簿になります。
- ② 同一世帯(ご夫婦・親子等)の場合、1 世帯分の会費(通常加入 100 円、新規中途加入 90 円)を納めてください。
- ③ 締切以降は受付できません。
- ④ 学校応援団・子ども見守り隊等は所属する市町村行政の補償となることが多く、PTA 活動ではないため適用外となります。補償状況はそれぞれの市町村へお問い合わせください。
- ⑤ 学校にお子様が生籍されていて PTA 非加入の方は準会員にはなりません。

提出先 FAX 048-749-1669 または E-mail info@sai-pta-an.jp

様式-2-B その他会員名簿の説明・注意事

- ・PTA 活動開始前までに提出してください。活動後の提出は補償できません。
- ・補償対象となる事業開催日は 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日です。
- ・PTA 会長名は、記入した時点の PTA 会長のお名前とフリガナを記入してください。
- ・PTA 会長の公印を必ず押印してください。（個人印や校長印ではありません）

※公印の大きさは 8mm～25mm、形は丸形でも四角でも可

- ・その他会員は

- PTA 活動に年 1 回のみご協力いただける方
- お子様が卒業見込みの退任される PTA 役員の方で、総会まで関わる方
- 会費納入なし

- ・開催日・行事名等の欄も必ず記入してください。

※退任される PTA 役員の方は「総会まで」と記入してください。



公印例

※ 前年度以前の古い書類は使わず、必ずこの手引きの書類をコピー、あるいは安全互助会の HP からダウンロードしてご利用ください。ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

記入例

様式-2-B

PTA 活動開始前までに提出

対象開催日 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

送信日 年 ○ 月 ○ 日

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 その他会員名簿

(各単位 PTA が事前に承認し、PTA 会員以外で補償の対象に含める者)

鴻巣市 立 こうのとり小 幼稚園・こども園 学 校 現 PTA 会長 フリガナ サイタマ タロウ 氏名 埼玉 太郎

こうのとり
小学校
PTA
会長印

NO	氏 名	フリガナ	開催日	行事名等
1	笠原 光	カサハラ ヒカル	10/13	PTA 講演会講師
2				
3	埼玉 太郎	サイタマ タロウ	次年度	総会まで
4	笠原 二郎	カサハラ ジロウ	〃	〃
5	大芦 たま子	オオアシ タマコ	〃	〃
6				
7				
8				
9				
10				

様式-2-B

PTA 活動開始前までに提出

対象開催日 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

送信日 年 月 日

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 その他会員名簿

(各単位 PTA が事前に承認し、PTA 会員以外で補償の対象に含める者)

NO	氏 名	フリガナ	開催日	行事名等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

公印

- ① PTA 活動に年 1 回のみご協力いただける方々の名簿になります(会費の納入はありません)。
- ② お子様卒業見込みの PTA 役員の方で、総会まで関わる方も名簿にお名前を記入してください。
- ③ PTA 活動後に送信された場合、補償はできません。
- ④ 学校にお子様が在籍されていて PTA 非加入の方はその他会員にはなれません。

提出先 FAX 048-749-1669 または E-mail info@sai-pta-an.jp

様式-3 通常加入(4月補償開始) 確定数・払込金額報告書の説明・注意事項

- ・締切厳守でお願いいたします。
- ・**様式-3**を提出したら、必ず安全互助会 HP の払込可能確認表で確認をしてください。様式-3 が安全互助会に到着し、不備がなければ払込可能となりますので、払込は HP での確認のあとにお願いいたします。
- ・PTA 会長名は、2026 年度の方のお名前とフリガナを記入してください。
- ・公印は不要です。
- ・日中連絡のつきやすい連絡先を記入してください。
- ・人数が確定する 5 月 1 日以降の、記入時点で分かる最新の数字を記入してください。

会費

PTA 会員数とは㊤世帯数㊤教職員数㊤準会員数(様式-2-A)を合計した数です。準会員(様式-2-A)がない場合は、㊤準会員数(様式-2-A)に 0 世帯と記入してください。

払込額㊦は、PTA 会員数×100 円の金額を記入してください。

オプションプラン保険料(加入 PTA のみ記入してください)

払込額㊧は、㊤世帯数×加入プラン額(20 円 30 円 50 円の加入しているプランに○をつける)の金額を記入してください。加入プランは様式-1 で申し込んだプランとなります。

オプションプラン保険料は、世帯数のみで計算します。教職員数・準会員数を入れないようご注意ください。

個人情報漏えい補償(サイバー保険)プラン保険料(加入 PTA のみ記入してください)

払込額㊨は、㊤世帯数×30 円の金額を記入してください。加入プランは様式-1 で申し込んだプランとなります。

個人情報漏えい補償(サイバー保険)プラン保険料は、世帯数のみで計算します。教職員数・準会員数を入れないようご注意ください。

自転車・タブレットまるっと賠償補償(一括加入)保険料(加入 PTA のみ記入してください)

自転車・タブレットまるっと賠償補償(一括加入)保険料は、あらかじめご提出いただいた「一括加入リスト」にもとづいて記入してください。変更がある場合は、速やかに安全互助会へ連絡してください。

払込額㊩は、4 月加入者数×1,350 円 + 5 月加入者数×1,240 円 + 6 月加入者数×1,130 円 + 7 月加入者数×1,010 円の合計金額を記入してください。

※ 前年度以前の古い書類は使わず、必ずこの手引きの書類をコピー、あるいは安全互助会の HP からダウンロードしてご利用ください。ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

払込可能確認表の確認手順

様式-3を提出したら、必ず安全互助会 HP で払込可能の確認をしてください。安全互助会に様式-3が到着し、不備がなければ払込可能確認表の学校名横に○がつきますので、払込は○がついたことを確認後にお願いいたします。不備があった場合は様式-3 の事務担当者の連絡先へご連絡します。HP の反映には時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。また、閲覧環境によっては表示できない場合がございますので、その場合は安全互助会へご連絡ください。

①埼玉県 PTA 安全互助会の HP にアクセス

<https://sai-pta-an.org/>

または

埼玉県 PTA 安全互助会

検索



②(共済への加入・請求手続き)をクリック

③申請書類の「払込可能確認表」をクリック

④市町村等が表示されます。

当てはまる項目をクリックすると、該当箇所へ移動します。

(例)さいたま市の小、中学校の場合

小学校、中学校		高等学校、特別支援学校、 幼稚園・認定こども園
さいたま市	毛呂山町	高等学校
鴻巣市	越生町	特別支援学校
朝霞市	滑川町	幼稚園・認定こども園



さいたま市をクリック

さいたま市	毛呂山町	高等学校
鴻巣市	越生町	特別支援学校
朝霞市	滑川町	幼稚園・認定こども園



さいたま市小・中学校一覧へ移動します

		払込可能
さ	谷田小学校	
	本太小学校	
	大谷根小学校	

⑤所属学校名の横の「払込可能」の欄に○があるかどうか確認してください。

提出した様式-3 が安全互助会に到着し、内容に不備がなければ○がつき、払込可能な状態となります。

会費納入については p.19 をご覧ください。

記入例 様式-3 通常加入用

提出期間 2026 年 5 月 7 日(木)～6 月 5 日(金)

※様式-3 提出後、当会 HP の払込可能確認表(様式-3 が当会に届き、不備がなければ○がつきます)をご確認いただき、その後払込をしてください(詳細 p.16)

送信日 2026 年 ○ 月 ○ 日

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 確定数・払込金額報告書

鴻巣市 立 こうのとりのこども園 幼稚園・こども園 2026 年度 PTA 会長 氏 名 田中 花子

幼稚園・学校 所在地	TEL ()		互助会に加入する 在籍園児・児童・生徒数 370 名
事務担当者	PTA 役職	フリガナ 氏名	
	日中の連絡先	電話番号	
		E-mail	

会費(準会員を含みます)※準会員がいない場合は準会員欄に 0 世帯と記入してください

①世帯数	②教職員数	③準会員数	※人数が確定する 5 月 1 日以降の最新の数字を記入して下さい。	×	会費 100 円 (共済掛金 95 円 + 負担金 5 円)	=	払込額 ㊦	
260 世帯	40 名	30 世帯					330 名	33,000 円
互助会加入会員数 ①+②+③								

オプションプラン保険料(教職員数及び準会員数は保険料には含みません)

①世帯数	×	オプションプラン(○印)	=	払込額 ㊧
260 世帯		20 円 30 円 50 円		7,800 円

個人情報漏えい補償(サイバー保険)プラン保険料(教職員数及び準会員数は保険料には含みません)

①世帯数	×	保険料 30 円	=	払込額 ㊨
260 世帯				7,800 円

自転車・タブレットまると賠償補償(一括加入)保険料(準会員は対象外)

4 月加入者	265 名 × 1,350 円 = 357,750 円…㊰	払込額 ㊩ (㊰+㊱+㊲+㊳) 363,950 円
5 月加入者	5 名 × 1,240 円 = 6,200 円…㊱	
6 月加入者	名 × 1,130 円 = 円…㊲	
7 月加入者	名 × 1,010 円 = 円…㊳	

合計払込額

合計払込額 ㊦+㊧+㊨+㊩
412,550 円

提出先 FAX 048-749-1669 または
E-mail info@sai-pta-an.jp
払込可能確認(p.16)
<https://sai-pta-an.org/>
払込締切 6/12 (金) (p.19)



様式-3 通常加入用

提出期間 2026 年 5 月 7 日(木)～6 月 5 日(金)

※様式-3 提出後、当会 HP の払込可能確認表(様式-3 が当会に届き、不備がなければ○がつきます)をご確認いただき、その後払込をしてください(詳細 p.16)

送信日 2026 年 月 日

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 確定数・払込金額報告書

立 幼稚園・こども園 学 校 2026 年度 PTA 会長 氏 名

幼稚園・学校 所在地	TEL ()		互助会に加入する 在籍園児・児童・生徒数 名
事務担当者	PTA 役職	フリガナ 氏名	
	日中の連絡先	電話番号 E-mail	

会費(準会員を含みます)※準会員がいない場合は準会員欄に 0 世帯と記入してください

①世帯数	②教職員数	③準会員数	※人数が確定する 5 月 1 日以降の最新の数字を記入して下さい。
世帯	名	世帯	
互助会加入会員数 ①+②+③			
名			× 会費 100 円 = 払込額 ⑦ (共済掛金 95 円 + 負担金 5 円)
			円

オプションプラン保険料(準会員数及び教職員数は保険料には含みません)

①世帯数	×	オプションプラン(○印)			=	払込額 ⑧
世帯		20 円	30 円	50 円		円

個人情報漏えい補償(サイバー保険)プラン保険料(準会員数及び教職員数は保険料には含みません)

①世帯数	×	保険料 30 円	=	払込額 ⑨
世帯				円

自転車・タブレットまるっと賠償補償(一括加入)保険料(準会員は対象外)

4 月加入者	名 × 1,350 円 =	円...①	払込額 ⑩ (①+②+③ +④)
5 月加入者	名 × 1,240 円 =	円...②	
6 月加入者	名 × 1,130 円 =	円...③	
7 月加入者	名 × 1,010 円 =	円...④	
			円

合計払込額

合計払込額 ⑦+⑧+⑨+⑩
円

提出先 FAX 048-749-1669 または
E-mail info@sai-pta-an.jp

払込可能確認(p.16)

<https://sai-pta-an.org/>

払込締切 6/12 (金) (p.19)



通常加入(4月補償開始)会費等の納入について

払込は様式-3を提出して
払込可能か確認してから!

- 必ず様式-3を提出し、安全互助会 HP で払込可能か確認した後に払込をしてください。先に払込をして不備があった場合、何度も金融機関へ行っていただくことになってしまいます。払込後の連絡は必要ありません。
- 払込取扱票は手引きと一緒に2枚送っております。紛失した、あるいは足りなくなった場合は、郵便局備え付けの青色の払込取扱票に必要事項を記入し、払込みをしてください。

払込先

金融機関: ゆうちょ銀行

口座記号番号: 00100-6-485095

加入者名: 一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会

※他金融機関からの払込口座番号

〇一九店 当座 0485095

振込人名に必ず市町村・学校名を記入して下さい。

払込取扱票通信欄記入内容

会費 100 円 × 会員数 = 金額

OP プラン金額 × 世帯数 = 金額

サイバー保険 30 円 × 世帯数 = 金額

一括加入 4 月加入保険料 × 4 月加入者数 = 金額

5 月加入保険料 × 5 月加入者数 = 金額

6 月加入保険料 × 6 月加入者数 = 金額

7 月加入保険料 × 7 月加入者数 = 金額

市町村、学校名、手続者名、連絡先

※OP プラン、サイバー保険、一括加入は、加入している PTA のみ記入

- 締切厳守をお願いいたします。
- 払込手数料は各 PTA でご負担ください。
- ゆうちょコールセンターによると、払込金額が 10 万円以上の場合は、窓口に行かれた方(=「手続者名」と同一の方)の免許証等の顔写真付きの本人確認ができる証明書が必要になるということです。
- 払込取扱票の「手続者名」と振替払込請求書兼受領証の「ご依頼人」は、名前を揃えて記入してください。
- ※払込をしてから安全互助会に通知が来るまで 2~3 日かかりますので、ご注意ください。
- ※ゆうちょ銀行から払込取扱票を使用してお支払いの場合は、通信欄に必ず市町村・学校名を記入してください。ゆうちょ銀行以外からお支払いの場合は、振込人名に必ず市町村・学校名を記入してください。

払 込 取 扱 票									
00		口座記号		口座番号		金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
0 0 1 0 0		6		4 8 5 0 9 5		412550			
加入者名		一般社団法人 埼玉県 PTA 安全互助会				料金		備考	
通信欄		会 費 100 円 × 330 名 = 33,000 円				OP プラン 30 円 × 260 名 = 7,800 円		サイバー保険 30 円 × 260 名 = 7,800 円	
ご依頼人		一括加入 4 月加入 1,350 円 × 265 名 = 357,750 円				5 月加入 1,240 円 × 5 名 = 6,200 円		月加入 円 × 名 = 円	
学校名		鴻巣市 立 こうのとり小 学校・幼稚園・こども園				手続者		安全 花代	
連絡先		000 - 0000 - 0000				目 附 印			
ご連絡先電話番号						料 金		円	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)		これより下部には何も記入しないください。				備考			

振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号		0 0 1 0 0		6		金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
4 8 5 0 9 5		412550				ご依頼人		このとり小学校 安全 花代 様	
加入者名		一般社団法人 埼玉県 PTA 安全互助会				料 金		円	
備考						目 附 印			

この受領証は、大切に保管してください。

＜一括加入リスト変更方法＞

※変更がある場合は、すぐに連絡してください。また、締切厳守でお願いいたします。

※4月加入のみ新年度の転出入生や異動等の変更を4月10日(金)まで受付

※一括加入申込方法や、5月加入以降の締切は p.62

メールで変更を伝える場合

修正したリストを安全互助会メールアドレスに送る。

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会メールアドレス info@sai-pta-an.jp

転出等で保険契約を解約する場合

①リストの該当者の氏名(カタカナ)、生年月日(西暦)に取り消し線を引き、変更月、削除を入力する。

※リストから削除しないでください。

②一括加入保険料表の加入者数を修正する。

101		ソメイ ヨシノ	2013/3/5	
102	4月	トネガサヨウ	2012/8/20	削除
103		サイタマ ハナコ	2008/7/30	
104		ウツワ タロウ	2008/12/18	

転入等で名前を追加する場合

①リストの最後に該当者の No、氏名(カタカナ)、生年月日(西暦)を追加し、加入を入力する。

※リストの途中で追加しないでください。

②一括加入保険料表の加入者数を修正する。

190	5月	サクラ ソウタ	2013/5/10	加入
191	5月	コバ トシコ	2012/3/22	加入
192	5月	サヤマ タケシ	2010/7/7	加入
193	5月	オガワ マチコ	2009/4/1	加入

FAX で変更を伝える場合

変更内容を安全互助会 FAX に送る。

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 FAX 048-749-1669

転出等で保険契約を解約する場合

①該当者の No.、氏名(カタカナ)、生年月日(西暦)と解約する旨を書く。

転入等で名前を追加する場合

①該当者の氏名(カタカナ)、生年月日(西暦)と追加する旨を書く。

＜一括加入、個別加入の PTA 会員向け文書＞

安全互助会 HP「自転車・タブレット賠償保険の手引き」よりダウンロードできます。

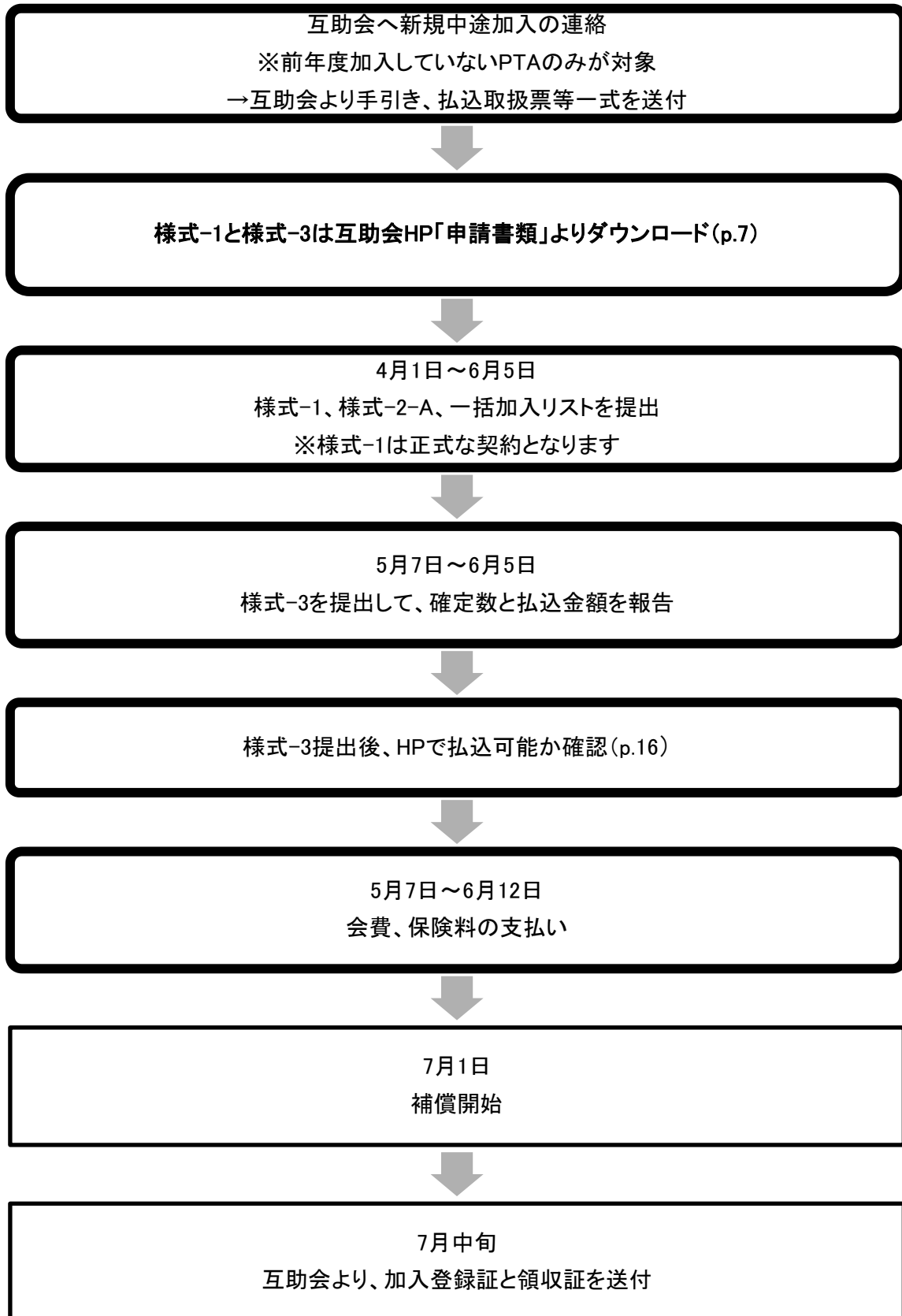
それぞれの所属 PTA に当てはまるものをダウンロードし、文書内の○で表記してある日付や名称等を変更してご利用ください。

ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

※一括加入をしている場合は、必ず PTA 会員様に加入している旨をお知らせください。

Ⅲ. 新規中途加入手続き

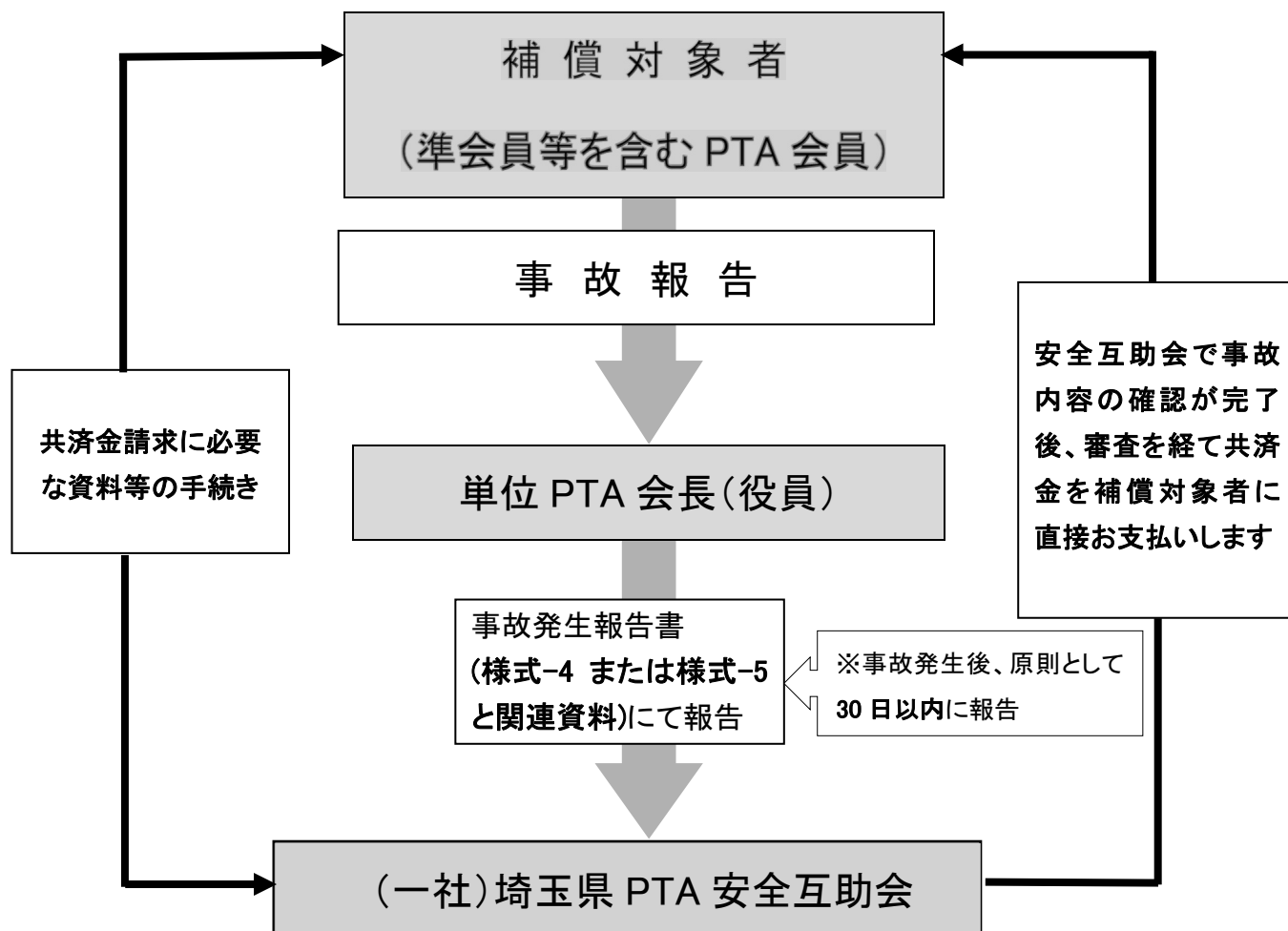
1. 新規中途加入(7月補償開始)手続きの流れ



※スケジュールは変更になる可能性があります。

IV. 事故が発生したら

1. 事故発生時の流れ



① 傷害事故の場合：様式-4 で手続き → p.23、p.24

② 賠償事故の場合：様式-5 で手続き → p.25、p.26

※ 補償対象となるのは、以下の条件を満たした PTA 行事・活動です。詳細は p.4 をご覧ください。

・PTA が企画・立案し、主催または共催する行事(後援・協力等は対象ではありません)

・総会・運営委員会等で、活動計画として事前に承認・決定されている行事(活動報告ではありません)

※ 様式-1～様式-5 は、安全互助会の HP からダウンロード可能です。

ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

様式-4 傷害事故発生報告書の説明・注意事項

・事故が発生したら、速やかに次の(1)、(2)を互助会に FAX で送ってください。

(1) 様式-4 傷害事故発生報告書

※必ず PTA 会長の公印を押印してください。

※おケガの部位の場所に必ず●印をつけてください。



公印例

(2) PTA 年間活動計画 または PTA 行事案内書 (PTA 会長名の入ったもの)

※行事準備で怪我をした場合、事故日には行事準備の日付、開催日には行事の日付を記入してください。

(注) 傷害を負った方が、事故報告担当役員の方だった場合は、別の方が申請してください。

・様式-4 等を送っていただいたあとは、互助会から傷害を負った方に共済金等の請求に必要な書類を送付いたします。

・傷害を負った方には、レシート(治療費領収書)を保管していただくようお願いください。

※ 共済金のお支払額が 10 万円以上の場合(通院 40 日以上、入院 25 日以上など)は、診察をしていただいた医療機関での証明書が必要となります。その際の証明書代はご本人様(当事者様)のご負担となります(原本を他に使用する場合はコピーでも差し支えありません)。

※ 前年度以前の古い書類は使わず、必ずこの手引きの書類をコピー、あるいは安全互助会の HP からダウンロードしてご利用ください。ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

記入例 様式-4 (一社)埼玉県 PTA 安全互助会 傷害事故発生報告書

鴻巣市 立 こうのとり小 幼稚園・こども園 学 校 現 PTA 会長 フリガナ 氏名 タナカ ハナコ 田中 花子

このとり
小学校
PTA
会長
の
印

事務担当者	PTA 役職 会計	氏名(フリガナ) アンゼン ハナヨ 安全 花代	連絡先 TEL 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
-------	--------------	----------------------------	--------------------------

下記の通り傷害事故が発生しましたので、ご通知いたします。下記の内容は、本 PTA 会員であり、下記 PTA 行事に参加中、傷害を被ったことを証明します

記

傷害を負った方の氏名	フリガナ マルマル シカクシカク 〇〇 □□	性別	男・女
傷害を負った方の住所 (ご連絡先)	〒369-00△△ 鴻巣市〇〇町 12-34	TEL	048 (〇〇〇) 〇〇〇〇
会員の区分(○印)	1 保護者 2 教職員 3 準会員(様式 2-A) 4 その他会員(様式 2-B) 5 園児・児童・生徒 6 同居の親族、未就学児等		

事故日	〇〇 年 10 月 11 日 (日) 午前・午後 8 時 30 分			おケガの部位 右左 
事故発生場所	体育館			
事故状況	PTA 講演会開催準備中に、椅子を運んでいて転倒し、右手首を負傷する。			
行事名	PTA 講演会「子どもをネット被害から守る」			
開催日	〇〇年 10 月 11 日 (日)			
主催	こうのとりの小 PTA	共催		

様式-4

送信日 年 月 日

受付番号

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 傷害事故発生報告書

立

幼稚園・こども園

学 校

PTA 会長

フリ ガナ

氏 名

公印

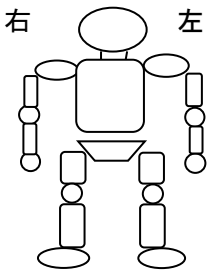
事務担当者	PTA 役職	氏名(フリガナ)	連絡先 TEL ()
-------	--------	----------	----------------

下記の通り傷害事故が発生しましたので、ご通知いたします。

下記のものは、本 PTA 会員であり、下記 PTA 行事に参加中、傷害を被ったことを証明します。

記

傷害を負った方の氏名	フリガナ	性別	男 ・ 女
傷害を負った方の住所 (ご連絡先)	〒 -	TEL	()
会員の区分(○印)	1 保護者 2 教職員 3 準会員(様式 2-A) 4 その他会員(様式 2-B) 5 園児・児童・生徒 6 同居の親族、未就学児等		

事 故 日	年 月 日() 午前・午後 時 分	おケガの部位 右 左 
事故発生場所		
事 故 状 況		
行 事 名		
開 催 日	年 月 日()	
主 催		共 催

PTA 主催行事、または共催行事であることがわかる案内書(ちらし等)をあわせてご提出ください。

上記の事故に関する被災者の個人情報をご会員の職員またはその委託を受けた者が下記の通り取り扱うことに同意します。

1. 貴会が支払い共済金算定の判断・共済金支払い・共済引き受けの判断のために使用すること。
2. 貴会が以下、およびその他業務上必要とする範囲で取得・利用・提供または登録すること。

◎貴会が前記 1. の業務のため業務委託先、医療機関、修理業者、共済金請求、支払いに関する関係先、事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けること。

提出先 FAX 048-749-1669 または E-mail info@sai-pta-an.jp

様式-5 賠償事故発生報告書の説明・注意事項



公印例

- ・お見舞金制度の対象となるのは、事故が単位 PTA の管理上の過失の場合です。
- ・事故が発生したら、速やかに次の(1)～(4)を互助会に FAX で送ってください。

(1) 様式-5 賠償事故発生報告書

※必ず PTA 会長の公印を押印してください。

(2) PTA 年間活動計画 または PTA 行事案内書 (PTA 会長名の入ったもの)

(3) 損壊部分がわかる証拠写真

※郵送していただく場合もあります。

(4) 領収書

※請求書、または見積書の場合は、後日領収書を送ってください。

- ・審査会の審査によりお見舞金を支払うかどうか、そして支払う場合はその金額が決定されます。審査にはお時間がかかりますので、ご注意ください。

※ 前年度以前の古い書類は使わず、必ずこの手引きの書類をコピー、あるいは安全互助会の HP からダウンロードしてご利用ください。ダウンロードの詳細は p.7 に記載してあります。

記入例 様式-5 (一社)埼玉県 PTA 安全互助会 賠償事故発生報告書

鴻巣市 立 こうのとり小 幼稚園・こども園 学 校 現 PTA 会長 フリガナ 氏名 タナカ ハナコ 田中 花子

公印

事務担当者	PTA 役職	会計	氏名(フリガナ)	アンゼン ハナコ	連絡先 TEL	〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
			安全	花代		

下記の通り事故が発生しましたので、ご通知いたします。下記の者は、本 PTA 会員であることを証明いたします。

記

対象者名 又は団体名	フリガナ コウノトリショウピーティーエー こうのとり小 PTA	
住 所	〒 369 - 0077 鴻巣市〇〇町 1234	TEL 048 (〇〇〇) 〇〇〇〇

事 故 日	〇〇 年 8 月 22 日 (土) 午前 午後 9 時 20 分頃		
事故発生場所	学校駐車場付近	行事名	PTA 奉仕作業
事 故 の 原 因 と 状 況	刈払機使用時に小石等の飛散防止用のカバーをかけていなかったことが原因と考えられる。 刈払機で草刈りをしていたところ、小石が飛び散って、体育館のガラス窓を半損してしまった。(破損時の写真を送ります)		
被害者の損害の程度 被害物の損害の程度	体育館の窓ガラスを 2 枚破損。業者に依頼し、ガラスを入れ替えたところ、2 枚のガラス代と工事費で 17,500 円の領収証(請求書でも可)が届いたので、添付します。		

様式-5

送信日 年 月 日

受付番号

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 賠償事故発生報告書

幼稚園・こども園
立 学 校 PTA 会長 フリ ガナ 氏 名 公印

	PTA 役職	氏名(フリガナ)	連絡先 TEL ()
--	--------	----------	----------------

下記の通り事故が発生しましたので、ご通知いたします。下記の者は、本 PTA 会員であることを証明いたします。

記

対象者名 又は団体名	フリガナ	
住 所	〒 -	TEL ()

事 故 日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
事故発生場所		行事名	
事 故 の 原 因 と 状 況			
被害者の損害の程度 被害物の損害の程度			

上記の事故に関する被災者の個人情報を貴会の職員またはその委託を受けた者が下記のとおり取り扱うことに同意します。

1. 貴会が支払い見舞金算定の判断・見舞金支払い・見舞金引き受けの判断のために利用すること。

2. 貴会が以下、およびその他業務上必要とする範囲で取得・利用・提供または登録すること。

◎ 貴会が前記 1. の業務のため業務委託先、医療機関、修理業者、見舞金請求、支払いに関する関係先、事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けること。

提出先 FAX 048-749-1669 または E-mail info@sai-pta-an.jp

V. 安全教育啓発事業実施助成について

- 1 目的 安全教育実施に対する助成を行い、安全啓発教育の普及充実に図る。
- 2 内容 会員である保護者を主な対象として、心と体の健康安全を想定した事業
- 3 対象 (一社) 埼玉県 PTA 安全互助会に加入する単位 PTA および市町村 PTA 連合会の主催事業
※但し、市町村 PTA 連合会については、原則として管内の単位 PTA がすべて加入されていることとする。
- 4 手続き (様式-11~17 はコピーしてご利用ください)
 - (1) 助成金の申請
所定の申請書類を 10 月末日までに (一社) 埼玉県 PTA 安全互助会理事長あてに送付する。
事業申請書 **様式-11-A 様式-11-B**
事業計画書 **様式-12**
収支予算書 **様式-13**
請 求 書 **様式-14**
 - (2) 助成金の決定
当該申請の内容を理事会に報告し、助成する場合には助成金額を決定する。
決定後、申請団体に通知する。助成できない場合も別途通知する。
 - (3) 助成金の交付
(一社) 埼玉県 PTA 安全互助会事務局では、指定された金融機関の口座に振り込む。
 - (4) 事業報告書の提出
ア 助成金交付を受けた団体は、下記の必要書類を 2 月末日までに安全互助会に提出する。
事業報告書 **様式-15**
収支決算書 **様式-16**
事業の様子がわかる資料
イ 事業報告書には次のものを必ず添付してください。
 - ① 収支決算書
 - ② 開催通知書・プログラムなど
 - ③ 記録写真 **様式-17** 看板(垂れ幕)、会場内の様子、活動状況他
 - ④ プログラム、進行表等、事業の様子がわかる資料ウ 添付資料について
 - ① 入場料(参加費)を徴収した場合、一人当たりの料金等 積算の基礎を明らかにしてください。
 - ② 助成金等は交付額を記入してください。
 - ③ 領収書(写し)を収支決算書裏面に添付してください。宛名は〇〇PTA、〇〇PTA 連合会など正式名を書いてください。宛名のないものは無効となります。
- 5 助成金の返還
助成金の交付後、交付事由に虚偽が判明した場合、安全互助会は助成金の返還を請求する。

単 P 事業助成申請書

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会 御中

年 月 日

P T A 名

所 在 地 (〒)

会 長 名

記入責任者

(P 役職)

(氏名)

電 話

学校の電話

公印

次の事業について安全互助会の助成を得たいので関係書類を添えて申請いたします。

1 事業の名称

2 開催日 年 月 日 ()

3 会場

4 参加予定人数

5 共催団体名

6 備考

記入上の注意

- ① 助成金は1単位 PTA あたり **1 回年間 1 万円**を限度に助成します。
※ 飲食費は原則該当しません(昼食、茶、水、菓子代など) 購入物品は消耗品にしてください。
- ② 書類の記入もれや、添付書類が不十分の場合申請書の受理はできません。
- ③ 添付書類 様式-11-A 事業助成申請書 様式-12 事業計画書 様式-13 収支予算書
- ④ 申請書提出期限 10 月末日
- ⑤ 助成金交付対象事業例

交通安全指導講習会
自転車安全点検
救急救室
健康増進、疾病予防講演会
健康・安全・食生活についての講演会(講習会)
児童生徒理解についての講演会
人権教育についての講演会
障害児理解についての講演会

児童生徒・保護者対象の自転車安全運転指導
保護者対象の成人病対策、衛生指導
環境教育講演会
防災安全講演会(講習会)
環境教育についての講演会
いじめ・不登校についての講演会
スポーツ大会実施上の安全教育講演会(講習会)
薬物乱用講演会

市町村 P 連事業助成申請書

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会 御中

年 月 日

市 町 村 P T A 名

事 務 局 所 在 地 (〒)

代 表 者

記 入 責 任 者

(役 職)

(氏名)

電 話

市町村 P 連事務局電話

公印

次の事業について安全互助会の助成を得たいので関係書類を添えて申請いたします。

1 事 業 の 名 称

2 開 催 日 年 月 日 ()

3 会 場

4 参 加 予 定 人 数

5 共 催 団 体 名

6 備 考

記入上の注意

- ① 助成金は 1 市町村 PTA あたり **1 回年間 3 万円**を限度に助成します。
※ 飲食費は原則該当しません(昼食、茶、水、菓子代など) 購入物品は消耗品にしてください。
- ② 書類の記入もれや、添付書類が不十分の場合申請書の受理はできません。
- ③ 添付書類 様式-11-B 事業助成申請書 様式-12 事業計画書 様式-13 収支予算書
- ④ 申請書提出期限 10 月末日
- ⑤ 助成金交付対象事業例

交通安全指導講習会
自転車安全点検
救急救室
健康増進、疾病予防講演会
健康・安全・食生活についての講演会(講習会)
児童生徒理解についての講演会
人権教育についての講演会
障害児理解についての講演会

児童生徒・保護者対象の自転車安全運転指導
保護者対象の成人病対策、衛生指導
環境教育講演会
防災安全講演会(講習会)
環境教育についての講演会
いじめ・不登校についての講演会
スポーツ大会実施上の安全教育講演会(講習会)
薬物乱用講演会

様式-12

事業計画書

開 催 日 年 月 日 () から
年 月 日 ()

時 間 時 分から 時 分

参加予定人数	会 員	名
	児童生徒	名

事業目的（明確に）

事業内容（詳細に） — 講演会・研修会等は演題も書いてください —

様式-13

収 支 予 算 書

(団体名)

収 入	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
	埼 P 安 助 成 金		
	合 計		

支 出	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
	合 計		

※ 食料費は該当しません(昼食、茶、水、菓子など) 購入物品は消耗品にしてください。

特記事項

様式-14

-安全教育啓発事業実施助成- 請 求 書

年 月 日

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会 御中

団 体

代 表 者

公印

記 入 責 任 者

(役 職 ・ 氏 名)

電 話 ()

金 融 機 関	銀行・信用金庫・農協 支店
口 座 番 号	普通
口 座 名 義 人	カタカナ 漢 字
助 成 金 額	円

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は他金融機関へ振り込む場合の支店名(漢数字)をご記入ください。

※申請書と共に、事務局へ送付してください。

様式-15

-安全教育啓発事業実施助成- 事業報告書

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会 御中

年 月 日

団 体

代 表 者

公印

記 入 責 任 者

(役 職 ・ 氏 名)

電 話 ()

この度、埼 P 安の助成を得て実施しました事業を下記により報告いたします

事 業 の 名 称	
開 催 日	年 月 日 ()
会 場	
参 加 者	名 (内訳 会員 名、児童生徒 名、他 名)
実 施 内 容 〔「事業計画書」の事業 目的、事業内容にもと づいてお書きください〕	
実施上の成果・感想	

< 記入上の注意 >

1. 事業報告書は、事業終了後ただちに提出してください。遅くとも 2 月末までには提出してください。
2. 事業報告書には次のものを必ず添付してください。
 - (1) 収支決算書
 - (2) 開催通知書・プログラムなど
 - (3) 記録写真 — 横看板(たれ幕)、会場内様子、活動状況他
 - (4) プログラム、進行表等 事業の様子がわかる資料
3. 実施内容、実施上の成果・感想は具体的に記載してください。

様式-16

収 支 決 算 書

(団体名)

収 入	項 目	金 額	内 訳
	埼 P 安 助 成 金		
	合 計		

支 出	項 目	金 額	内 訳
	合 計		

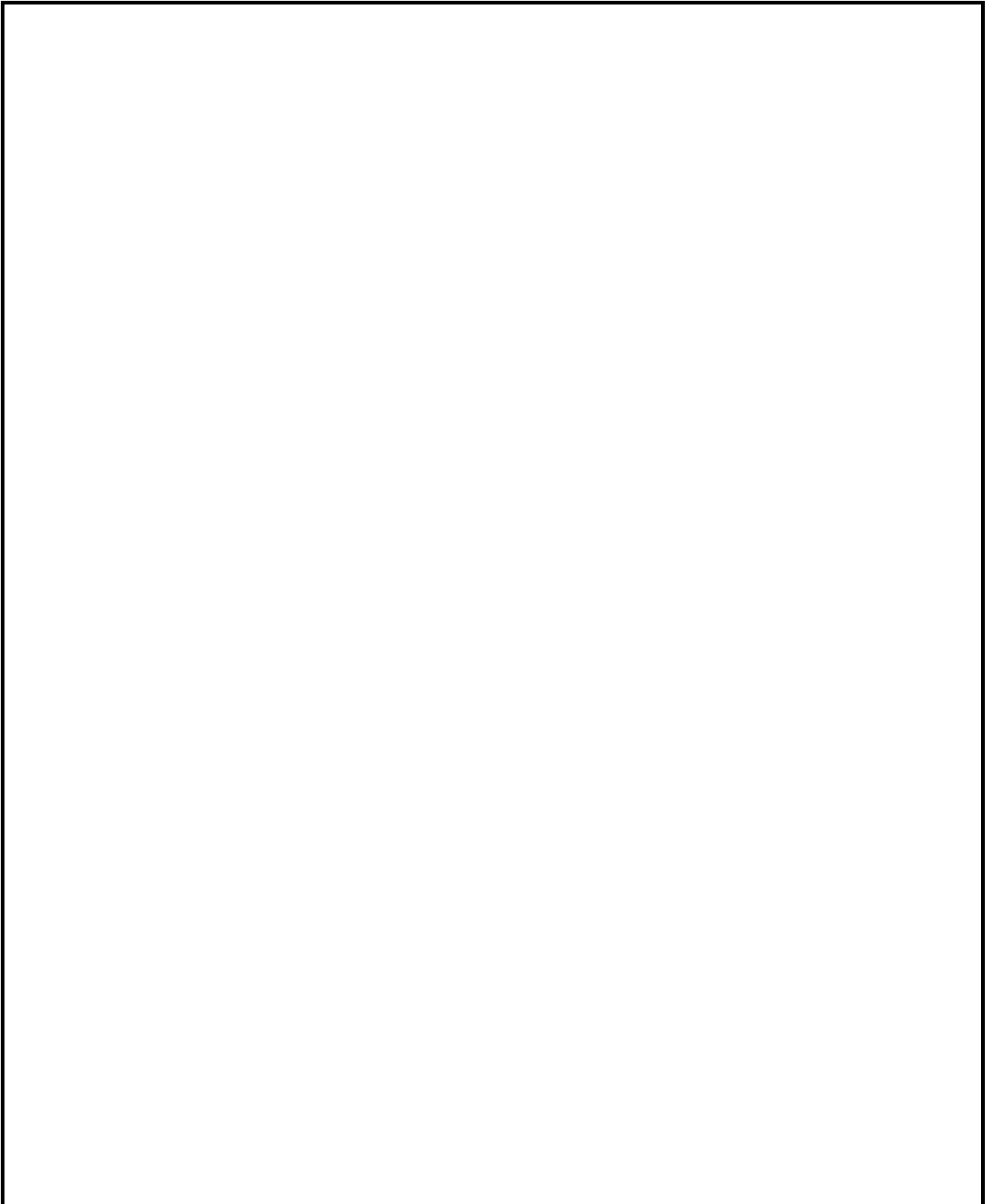
※ 飲食費は原則該当しません(昼食、茶、水、菓子代など) 購入物品は消耗品にしてください。

特記事項

< 添付書類について >

1. 入場料(参加費を)徴収した場合、一人あたりに料金等積算の基礎を明らかにしてください。
2. 助成金等は、交付額を記入してください。
3. 領収書(写し)を収支決算書裏面に添付してください。宛名は〇〇PTA、〇〇PTA 協会などと正式名を書いて下さい。宛名のないもの、〇〇学年 PTA などは無効です。

写 真 添 付 書



< 安全教育啓発事業開催の様子等の写真を貼ってください。 >

VI. (一社)埼玉県 PTA 安全互助会のあらまし

【重要事項説明書】

ご契約にあたり特にご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益となる事項等の特にご注意いただきたい事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契 約 概 要

1.商品の仕組み

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会が行う共済制度は、埼玉県内で活動している国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び幼保連携型認定こども園 PTA において主催または共催する PTA 行事の開催中に、参加者がその身体に被った傷害または疾病に対して共済金を支払うことにより、PTA 活動の円滑な実施に資することを目的としています。

2.補償の内容(共済金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	共済金支払額
死 亡 共 済 金	被共済者(※)が PTA 行事中に事故によってその身体に被った傷害または生じた疾病により、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は死亡共済金をお支払いします。ただし、すでに後遺障害共済金をお支払いしている場合には、その額を差し引いた金額をお支払いします。	傷害:250 万円 疾病:100 万円
後 遺 障 害 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に所定の後遺障害が生じた場合には、その程度に応じて後遺障害共済金をお支払いします。	後遺障害の程度により 10～200 万円
入 院 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活ができなくなり、かつ、入院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対して入院共済金をお支払いします。	4,000 円× 入院日数
通 院 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ、通院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対して通院共済金をお支払いします。また、既定の要件を満たした柔道整復師の通院の場合は、通院共済金日額の 60%をお支払いします。 ただし、入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては通院共済金を支払いません。 詳細は、共済約款をご覧ください。	2,500 円× 通院日数、他

※被共済者:①加入 PTA 会員および加入 PTA に在籍する園児・児童・生徒 ②加入 PTA 会員の同居の親族等

③PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている者 (様式-2-A、B)

共済金をお支払いできない主な場合
①独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合 ②故意または重大な過失 ③自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転 ⑤脳疾患、疾病、心神喪失に起因する傷害 ⑥妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによる事故 ⑧頸部症候群(むちうち症)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

⑨自動車、原動機付自転車などによる競技、競争、興行の間の事故

⑩地震、噴火または津波による事故

3. 共済期間について

この共済の共済期間は、通常加入の場合 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間、新規中途加入の場合 7 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 9 か月間です。

4. 共済掛金について

この共済の共済掛金は、被共済者 1 名あたり、通常加入の場合 95 円、新規中途加入の場合 85 円となります。

5. 契約者割戻しについて

この共済には、契約者割戻しはありません。

6. 解約返戻金について

共済期間の中途において、共済契約を解約した場合においても解約返戻金はありません。

注 意 喚 起 情 報

1. クーリングオフについて

この共済は、クーリングオフの対象となります。

2. 告知義務について

ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって本会が告知を求めた事項について、本会に事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。申込書記載事項と事実が違っている場合には、ご契約が解除され、共済金がお支払いできないことがあります。

3. 責任開始期について

この共済の共済責任は、共済期間開始日(通常加入の場合 4 月 1 日、新規中途加入の場合 7 月 1 日)の属する年度の 6 月指定期日までに、本会に共済掛金の全額が払い込まれたことを条件に、通常加入の場合は遡って 4 月 1 日から開始されます。新規中途加入の場合は 7 月 1 日から開始されます。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

【契約概要】2.の「共済金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

5. 共済掛金の払込猶予期間

通常加入の場合は、共済期間開始日(4 月 1 日)の属する年度の 6 月指定期日までを共済掛金の払込猶予期間とします。この期間内に共済掛金が払い込まれない場合には、共済期間開始日から共済掛金が払い込まれた時までの期間中に生じた共済金の支払事由に対しては共済金をお支払いしません。

6. 解約および解約返戻金について

【契約概要】6.「解約返戻金について」をご確認ください。

7. 事故が起きた場合について

この共済で補償される事故が発生した場合には、直ちに本会事務局にご連絡ください。共済金の請求に当たっては所定の共済金請求書類をご提出いただきます。なお、共済金の請求権には、時効(3 年)がありますのでご注意ください。

8. 破綻した場合の取扱いについて

本会が破綻した場合でも保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。本会は、補償内容の定期的な見直しや財務基盤の強化を実施することにより、独自に共済金のお支払いを確保するための措置を講じております。

9. 大規模災害発生による共済金の削減払いおよび共済掛金の追徴について

大規模の災害等が発生し、その災害等によって支払うべき共済金の額が本会の財務上特に著しい影響を及ぼすと本会が認めた場合には、共済金を削減してお支払いすることおよび共済掛金の追徴を実施することがあります。

個人情報保護方針

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会では、ご加入会員皆様からの信頼を第一と考え、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法といいます)、PTA・青少年教育団体共済法など関係法令を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1.個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲のみ利用し、それ以外の目的には利用しません。そのことは、本会のご案内資料・手引き等に掲載します。

- (1) 加入契約のお引き受け・維持管理・共済金・見舞金等のお支払い
- (2) 本会業務に関する運営管理
- (3) その他共済金・見舞金等のお支払いに関連・付随する業務

2.収集・保有する個人情報の種類

収集・保有する個人情報は、住所・氏名・学校名・年齢・性別・区分(会員、園児・児童・生徒、準会員、その他会員)・連絡先等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3.個人情報収集の方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法、PTA・青少年教育団体共済法、共済約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4.個人情報の提供

本会では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5.個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。

6.個人情報の開示、訂正等のご請求

個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7.個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

本書面に関するお問い合わせ
その他苦情・ご相談窓口

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会事務局

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 丁目 6 番 5 号

埼玉県浦和合同庁舎 3F

TEL 048-749-1661 FAX 048-749-1669

I. オプションプラン・個人情報漏えい補償プランのご案内

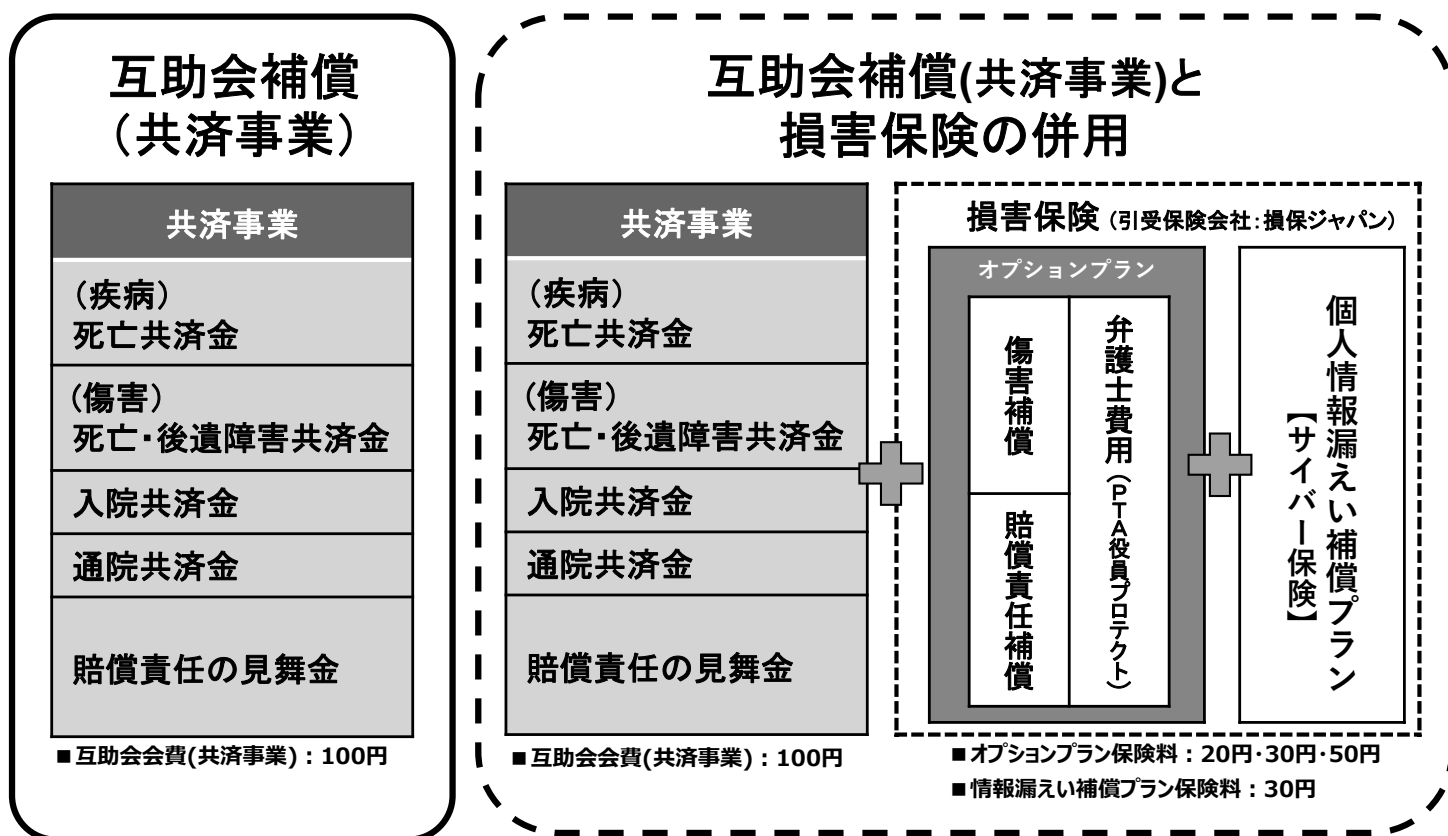
(一社)埼玉県PTA安全互助会では、共済制度の復活にともない、損害保険を活用したオプションプラン・個人情報漏えい補償【サイバー保険】(以下個人情報漏えい補償)をご用意しております。

オプションプランは、PTA会員の皆さまが安心してPTA活動や行事に参加していただけるよう「傷害(ケガ)補償」「賠償責任補償」「弁護士費用(PTA役員プロテクト)」の3つの補償がセットされています。

その他、個人情報漏えい補償は、メールの誤送信、会員情報の入ったUSBメモリの紛失等の事故に備えます。PTA活動の支援の一環として、損害保険のご利用をご検討ください。

なお、オプションプランの傷害補償は、(一社)埼玉県PTA安全互助会が損害保険ジャパン株式会社と契約する損害保険ですが、共済金と合わせてご請求いただくことになります。

★ (一社)埼玉県PTA互助会補償(共済事業)と損害保険の加入イメージ



Ⅱ. オプションプラン・個人情報漏えい補償プランの保険金額および保険料

P T A活動におけるさまざまな用途やご要望に応じて、傷害補償、賠償責任補償をセットした3つの（20円・30円・50円）オプションプランに加え、個人情報漏えい補償をご用意しております。各単位P T A毎にご加入されるプランをお選びください。

なお、P T A会員さま個々にプランをお選びいただくことはできませんのでご注意ください。

【保険期間】

オプションプラン（20円・30円・50円プラン）	2026年4月1日午後4時 ～ 2027年4月1日午後4時
個人情報漏えい補償プラン（サイバー保険）	2026年7月1日午後4時 ～ 2027年7月1日午後4時

傷害補償に細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット

埼玉県PTA安全互助会 共済制度			オプションプラン(共済制度の上乗せ補償)				
会費(一世帯)	100円		プラン		20円プラン	30円プラン	50円プラン
			保険料(一世帯)		20円	30円	50円
疾病死亡 共済金	100万円	疾病補償					
傷害死亡 共済金	250万円	傷害(ケガ) 補償	死亡 保険金額(注)		19万円	11.4万円	72.5万円
後遺障害 共済金	10万円 ～ 200万円		後遺障害 保険金額		7,600円～ 19万円	4,560円～ 11.4万円	29,000円～ 72.5万円
入院 共済金	4,000円		入院 保険金額		500円	950円	1,500円
手術 見舞金	あり		手術 保険金額	入院	5,000円	9,500円	15,000円
				外来	2,500円	4,750円	7,500円
通院 共済金	2,500円	通院 保険金額		300円	500円	1,000円	
身体・財物・ 受託物賠償等 見舞金	社会通念上 許される範囲の 見舞金	賠償責任補償	身体賠償 保険金額		1名：300万円 1事故：3,000万円 (自己負担額 ：1事故1,000円)	1名：1億円/1事故：1億円 (自己負担額：なし)	
			財物賠償 保険金額		1事故：200万円 (自己負担額 ：1事故1,000円)	1事故：1億円 (自己負担額：なし)	
			受託物賠償 保険金額		1名10万円/保険期間中：500万円 (事故負担額：1事故5,000円)		
		クレーム 対応	(PTA役員プロテクト) 弁護士費用 保険金		①クレームコンシェルへの相談(無料) ②弁護士費用 1事故：100万円 保険期間中：1億円 (自己負担額なし)※弁護士費用はクレームコンセルの承認を得て負担する費用のうち 損保ジャパンが認めたものに限りま。		

(注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

個人情報漏えい補償プラン(サイバー保険)			
情報漏えい 補償	保険料(一世帯)	30円	
	賠償保険金額	保険期間中：5,000万円	(自己負担額なし)
	費用保険金額	保険期間中：500万円	

Ⅲ. オプションプラン・個人情報漏えい補償プランの補償内容

共済事業の上乗せ補償として、2つの損害保険をご用意しております。

- I「20円、30円、50円プラン」は、「①おケガの補償」「②賠償事故の補償」「③PTA役員の第三者とのトラブル対応費用」を組み合わせることで、PTA行事参加中の不慮の事故を広く補償します。
- II「個人情報漏えい補償(サイバー保険)プラン」は、2022年4月の改正個人情報保護法の施行に伴い、一定の基準を満たす個人情報漏えいが発生した場合に、個人情報保護委員会への報告、漏えい対象となった被害者本人への通知が義務化されたことから2022年度から採用されました。

1. 補償の概要

①おケガの補償(PTA団体傷害保険)

PTA会員が日本国内において、所属するPTAの管理下※にあるPTA行事に参加している間(PTAが指定する集合、解散場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。)に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償します。

ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合は補償の対象外となります。

(補償対象の例)

- ・PTA主催のバレーボール大会で高くジャンプしたところアキレス腱を切った。
- ・PTAが主催する講演会に自宅から向かう途中、駅の階段から転落し骨折した。

②賠償事故の補償(PTA賠償責任保険)

PTAが、PTA管理下※にあるPTA活動遂行中に偶然に発生した次の事故につき、法律上の賠償責任を負担する場合に補償します。

- ①PTA活動遂行中、他人の身体に傷害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合
- ②PTAが学校など第三者から借用したスポーツ用具や教育資材などの財物を、PTA会員や園児・児童・生徒が壊したり、紛失、盗取された場合

(補償対象の例)

- ・PTA主催の野球大会で看板の設置が不十分であったため、倒れて他人がケガをした。
- ・PTA主催のサッカー大会で学校から借用したサッカーゴールを運搬中に損壊させてしまった。

※PTA管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

③PTA役員の第三者とのトラブル対応費用(PTA役員プロテクト)

PTAおよびPTA役員が、PTA活動中に第三者からいわれのないクレームを受ける等した場合に次の①、②を補償します。

- ①専門相談窓口(クレームコンシェル)に常駐する弁護士やクレームコンサルタントへの相談。
- ②日本国内で行ったPTA活動に対して①のアドバイスを踏まえて対応しても解決に至らない場合、被保険者(PTAおよびPTA役員)が、弁護士費用等※を負担する場合の費用。

※クレームコンセルの承認を得て負担する費用のうち損害保険ジャパンが認めたものに限りです。

(補償対象の例)

- ・PTA役員がPTA主催の活動中に第三者より事実無根のクレームを言われたため、継続して第三者対応をせざるをえなくなった。
 - ・PTA役員が前役員から誹謗中傷を受け、これを阻止するために法的手続きをとった。
- ※実際のお支払いはご加入の内容や事故の状況により異なります。

PTA役員プロテクトとは

専門相談窓口

クレーム対応に関する専門相談窓口（クレームコンシェル）に常駐の弁護士やクレームコンサルタント等が比較的簡易なトラブルに対して適宜アドバイスいたします。

※一般的な法律相談や法制度上の助言をします。
※1回の相談時間の目安は15分となります。
※クレームコンシェルの利用に費用はかかりません。

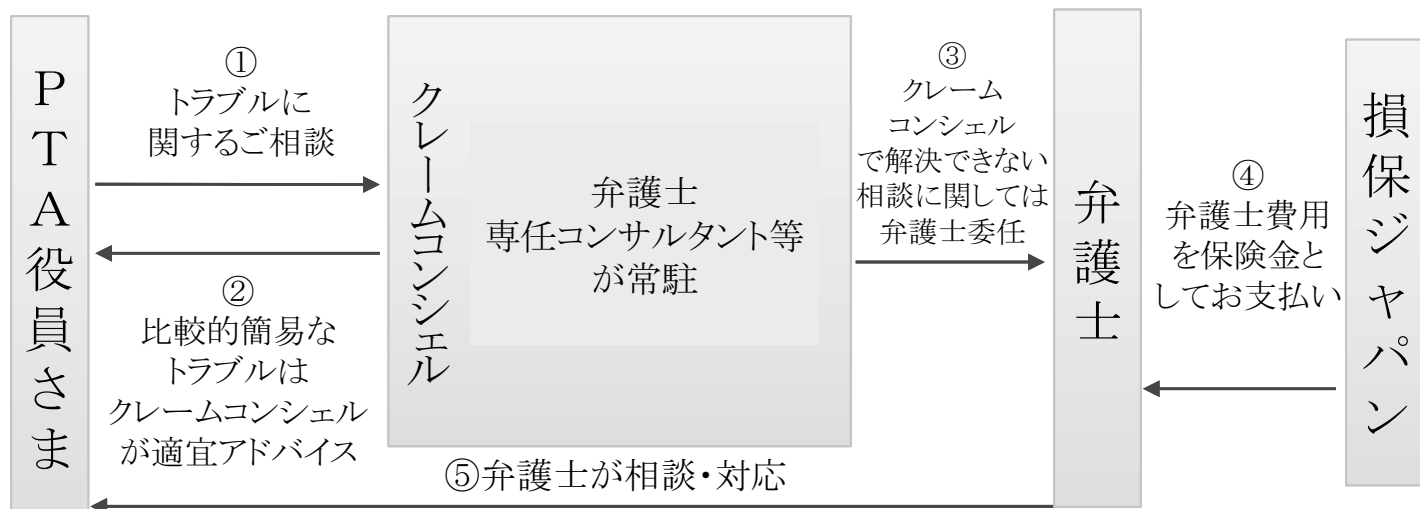


基本補償

被保険者（PTAおよびPTA役員）が日本国内で行ったPTA活動に対して第三者が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を行ったことにより、被保険者が弁護士費用を負担した場合、そのかかった費用をお支払いします。

※クレームコンシェルの承認を得て負担する費用のうち損保ジャパンが認めたものにかぎります。

クレームコンシェルの対応の流れ



※クレームコンシェルとは一般的なトラブルを解決するための専用相談窓口です。
(受付時間: 平日の午前10時から午後6時まで)

PTA役員プロテクト Q&A

Q. PTA役員個人がトラブルに巻き込まれてしまった場合も補償の対象となるか？

A. PTA役員個人の問題の場合（プライベート等）は対象外となりますが、PTA活動に伴うトラブルであれば補償の対象となります。

Q. クレームコンシェルの利用回数の制限はあるか？

A. クレームコンシェルは無料の相談が可能であり、利用回数に制限はありません。ただし、1回の相談あたり15分程度となります。

Q. 第三者をケガさせてしまった場合の連絡先はどうしたらいいか？クレームコンシェルに相談したらいいか？

A. 第三者への法律上の賠償責任はPTA賠償責任保険で補償となります。クレームコンシェルではなく、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

④個人情報漏えい補償プラン(サイバー保険)

PTAが、外部からサイバー攻撃などサイバーリスクによる事故や、PTA活動における情報漏えいまたはそのおそれが発生した場合に、次の①、②を補償します。

- ①他人に損害を与えた場合の賠償責任、争訟費用(他人の損害)
- ②「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用補償(事故対応に要する諸費用)

(補償対象の例)

- ・会員情報を保存したパソコンがウイルスに感染し、会員の個人情報が外部に流出したため、会員からの問合せを受けるコールセンターを設置した。
- ・学校ホームページのPTAのページに、児童が特定できる運動会の写真を掲載したことにより表示行為によるプライバシーの侵害で損害賠償を受けたため法的手続きをとった。

2. 被保険者

①おケガの補償(PTA団体傷害保険)

■ 次の(1)～(4)の方

- (1)加入PTAの全会員(教職員を含みます。)
- (2)加入PTAに在籍する園児・児童・生徒
- (3)PTA会員の同居の親族(別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります。)
- (4)PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方(様式－2－A、Bに記載されている方(PTA行事に参加するボランティア等をいいます。))

②賠償事故の補償(PTA賠償責任保険)

■ 加入PTA

③PTA役員の第三者とのトラブル対応費用(PTA役員プロテクト)

■ 加入PTAおよびPTA役員

④個人情報漏えい補償プラン(サイバー保険)

■ 加入PTA

3. 補償の対象となるPTA行事・活動

オプションプランの傷害補償、賠償補償では、PTAが企画・立案し、「主催または共催する行事」の活動中の事故を補償します。

※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則(いかなる名称であるかを問いません)に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

つまり、総会・運営委員会等で活動計画として事前に承認・決定されている行事をいいます。

主催・共催	補償対象となる活動
(一社)埼玉県PTA安全互助会 埼玉県高等学校PTA連合会 埼玉県PTA連合会 さいたま市PTA協議会 埼玉県国公立幼稚園PTA連合会	総会・役員会・理事会・専門委員会等
	各種研究、研修集会等
郡市町村PTA連合会 各地区PTA連絡協議会	総会・役員会・理事会・専門委員会等
	各種研究、研修集会等

主催・共催	補償対象となる活動
単位PTA	総会・役員会・理事会・専門委員会等
	学級、学年PTA、単位PTA主催・共催の活動
上記以外	行政機関が実施するPTAとの共催事業
	県P等より上部機関の実施する各種業務
	県P等・郡市町村P・単Pの他団体との共催事業
	県P等・郡市町村P・単Pが機関決定し、会長の委嘱した業務
	PTA会長が認めた関連団体への出張

(※)PTA行事としてPTA会員の参加を活動計画として承認・決定されている場合に対象となります。

4. 補償の対象とならないPTA行事・活動

総会・運営委員会等で活動計画として承認・決定されていない行事
PTA以外の団体や機関が主催したもので、PTAが共催団体になっていない活動
自動車の使用、または管理をとまなう活動
「子ども110番の家」等を利用し、その結果この「子ども110番の家」等の家人に災害が発生した場合

5. お支払いする保険金の主な内容

①おケガの補償(PTA団体傷害保険)

日本国内において、被保険者がPTA管理下において、PTA行事(行事に参加するための所定の場所と自宅との通常経路の往復を含みます。)参加中に「急激かつ偶然な外来の事故」(以下「事故」といいます。)によりケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同様とします。)をされた場合に保険金をお支払いします。

②賠償事故の補償(PTA賠償責任保険)

I .PTA活動の遂行に伴う賠償責任(施設賠償危険)

PTAが企画、立案し、主催するPTA活動(PTA団体管理下での各種学習活動および実践活動)中に、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の滅失、き損、もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)により法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

II. 受託者賠償責任

PTA団体の管理下において使用、管理している間にPTAの構成員であるPTA会員および園児・児童・生徒がスポーツ用具等の借用物を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによって被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

ただし、一回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。

なお、賠償金額の決定について事前に損保ジャパンの承認が必要となります。

身体賠償	※お支払いする保険金は以下のとおりです。 (1) 被害者に支払うべき損害賠償金 (2) 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用 (3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 (損保ジャパンの事前の承認が必要です。) ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
財物賠償	
受託物賠償	

③PTA役員の第三者とのトラブル対応費用(PTA役員プロテクト)

被保険者(PTAおよびPTA役員)が日本国内で行ったPTA活動に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を行ったことにより、被保険者が弁護士費用を負担する場合にそのかかった費用をお支払いします。

ただし、被保険者がクレーム行為を解決するために、クレームコンシェルへの承認を得て負担する次に掲げる費用のうち損保ジャパンが認めたものにかぎります。

※PTA役員以外は対象外となるためご注意ください。

④個人情報漏えいの補償プラン(サイバー保険)

被保険者(PTA)が、外部からサイバー攻撃などサイバーリスクによる事故や、PTA活動における情報漏えいまたはそのおそれに起因して発生する第三者への賠償責任や事故対応に要する各種費用をお支払いします。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこの手引きに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み : この商品は傷害保険普通保険約款にPTA団体傷害保険特約、賠償責任保険普通保険約款にPTA管理者特約・費用利益保険普通保険約款に業務妨害等対応費用保険特約(PTA地方協議会用)、業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項等、各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 : 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会

■保険期間	オプションプラン(20円・30円・50円プラン)	2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時(1年間)
	個人情報漏えい補償(サイバー保険)プラン	2026年7月1日午後4時～2027年7月1日午後4時(1年間)

■申込締切日 : 2026年3月6日(金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

: 引受条件(保険金額等)、保険料は本手引きに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者 : 埼玉県内の幼・小・中・高・特別支援学校および幼保連携型認定こども園でPTA活動を行う各単位PTA

●被保険者 : 被保険者の範囲は本手引き43ページに記載しておりますのでご確認ください。

●お手続き方法 : 本手引き 8、9、15、17ページ等をご参照ください。

保険料は2026年6月12日(金)までに、指定口座までお振込みください。

●中途脱退 : 中途脱退は受付けておりません。

■ご契約開始の際、団体のご加入世帯が20世帯を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【PTA団体傷害保険】

日本国内において、被保険者がPTA管理下(※1)においてPTA行事(※2)(行事に参加するための所定の場所と自宅との通常経路の往復を含みます。)参加中に「急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)」によりケガ(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を含みます。以下同様とします。)をされた場合に下記の保険金をお支払いします。

(※1)「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

(※2)「PTA行事」とは、日本国内において、所属する単位PTAが企画・立案し、主催または共済する行事で、PTA総会・運営委員会などPTA会則(いかなる名称であるかを問いません。)に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 〔 国 内 の み 補 償 〕	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(注1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(注2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車・原動機付自転車等による競技・競争・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑫園児・児童・生徒については、独立行政法人・日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の給付対象となりうるべき傷害など (注1)テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (注2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日から180日以内)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象になりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内のみ補償)	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレート、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(前ページからの続きです。)

【PTA管理者特約付賠償責任保険】

賠償責任保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1)お支払いする保険金は、適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(注2)保険期間の開始前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

・賠償責任保険(被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象とはなりません。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 保険金 (国内のみ補償)		A. PTA活動の遂行に伴う賠償責任(施設賠償危険) PTAが企画、立案し、主催するPTA団体管理下での各種学習活動および実践活動(PTA活動)の遂行中、被保険者以外の第三者(PTA会員を含みます。)に与えた身体の障害または財物の滅失、き損、もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)につき法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 B. 受託者賠償責任 PTAが具体的に活動するにあたって第三者からスポーツ用具、各種教育資材を借り受けて実施することがあります。この場合、PTA団体の管理下において使用、管理している間に被保険者の構成員であるPTA会員および園児・児童・生徒がスポーツ用具等の借用物を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによって被保険者(PTA)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ただし、一回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定については事前に損保ジャパンの承認が必要です。	①保険契約者、被保険者の故意 ②地震、噴火、津波などこれらに類似の自然事変 ③戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故 ⑤被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ⑥自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑦被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任 ⑧PTA活動の終了後のPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 など
		お支払いする保険金 ※お支払いする保険金は以下のとおりです。 (1)被害者に支払うべき法律上の損害賠償金 身体賠償事故の場合・・・治療費・休業損失・慰謝料等 財物賠償事故の場合・・・修理費等 (2)被害者に対する応急手当、緊急措置等の費用 (3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等 (損保ジャパンの事前の承認が必要です。) ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 (注)賠償責任の被保険者は、PTAをいいます。	
		*この保険では保険会社が被保険者に代わって示談交渉を行うことはできません。	

(1)PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

(2)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し、主催または共催する行事で、PTA総会・運営委員会などPTA会則(名称の如何を問いません。)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

《その他ご注意いただきたいこと》 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

用語のご説明

用語	用語の定義
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kanan.html)
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

【PTA役員プロテクト】

被保険者(PTAおよびPTA役員)が日本国内で行ったPTA活動に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を行ったことにより、被保険者が弁護士費用を負担する場合にそのかかった費用をお支払いします。ただし、被保険者がクレーム行為を解決するために、クレームコンシェル承認を得て負担する次に掲げる費用のうち損保ジャパンが認めたものにかぎります。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者(PTAおよびPTA役員)が日本国内で行ったPTA活動に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を行ったことにより、被保険者が弁護士費用を負担する場合にそのかかった費用をお支払いします。ただし、被保険者がクレーム行為を解決するために、クレームコンシェルの承認を得て負担する次に掲げる費用のうち損保ジャパンが認めたものにかぎります。	被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。	①PTA役員同士でのトラブル ②この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ③この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ④被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ⑤クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害 など

用語のご説明

用語	用語の定義
【クレーム行為】	記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為を行うことをいいます。
【クレームコンシェル】	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
【実費】	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
【訴訟費用】	調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
【調査費用】	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

【個人情報漏えい補償(サイバー保険)】

PTAが、外部からサイバー攻撃などサイバーリスクによる事故や、PTA活動における情報漏えいまたはそのおそれが発生した場合に、次の ①、②を補償します。

- ①他人に損害を与えた場合の賠償責任、争訟費用(他人の損害)
②「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用補償(事故対応に要する諸費用)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
PTAが、外部からサイバー攻撃などサイバーリスクによる事故や、PTA活動における情報漏えいまたはそのおそれが発生した場合に、次の ①、②を補償します。 ①他人に損害を与えた場合の賠償責任、争訟費用(他人の損害) ②「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用補償(事故対応に要する諸費用)	【第三者に対する賠償責任部分】 ① 法律上の損害賠償金 被保険者が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金 ② 争訟費用 被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した争訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ③ 協力費用 被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用 【事故発生時の各種対応費用部分】 ① 事故対応関連費用 次のアからソまでに掲げる費用をいいます。 ア. 文書(注1)作成のために要する費用 イ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用(注2) ウ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 エ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 オ. 弁護士等への相談費用 カ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用 (注1)文書：相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。 (注2)事故の原因調査および再現実験に要する費用；意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 ②事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用 ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用 ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア(使用人等の所有するモバイル通信端末等を除きます)の修復、再製作または再取得費用 ③個人見舞費用 個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(有体物に限ります)の購入費用および見舞品の発送費用 ④不正使用監視費用 漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用 など	【共通】 ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為 ③被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為 ④他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。 ⑤記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。 ア. 火災、破裂または爆発 イ. サイバー攻撃またはIT ユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止 ⑥知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。 ⑦被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還 ⑧被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害 ⑨差押え、徴収、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使 ⑩暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失 ⑪戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。） ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃 ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるものなど ※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。 【事故発生時の各種対応費用部分】 ①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ ②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ ③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったことなど

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

〔PTA団体傷害保険〕

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★PTA会員の世帯数

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

〔PTA管理者特約付賠償責任保険〕

保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

■加入依頼書等の記載事項すべて

ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

【PTA役員プロテクト・個人情報漏えい補償(サイバー保険)】

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

(1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

加入依頼書の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【PTA団体傷害保険・PTA管理者特約付賠償責任保険】

ご加入後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

●ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

●加入依頼書等記載事項に変更が生じた場合(世帯数の変更等)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。(PTA団体傷害保険)

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【PTA役員プロテクト・個人情報漏えい補償(サイバー保険)】

(1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書の記載事項の変更 <例>保険金額等ご契約内容を変更される場合 など

(※)加入依頼書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

●この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

4. 事故がおきた場合の取扱い

【PTA団体傷害保険・PTA管理者特約付賠償責任保険】

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注)示談交渉サービスはありません。

相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

- 保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【PTA役員プロテクト】

- 万一、保険金請求事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - ・事故発生の日時、場所、事故の状況、
2. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
3. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
4. 上記の1.～3.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

(※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査 ⑤事故の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

＜事故時に必要となる書類＞

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	弁護士委任状	弁護士に対応を依頼した際の委任状

(注1) 事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

【個人情報漏えい補償(サイバー保険)】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

〈3〉損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

5. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時から始まります。
- 指定の期日までに保険料の払い込みがなかったときは保険金をお支払いできない場合があります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 保険料の精算について

PTA管理者特約付賠償責任保険の保険料につきましては、ご契約期間終了後、保険料を定めるために用いる保険料算出基礎確定数値に基づき算出した保険料との差額を精算させていただきます。

8. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - PTA団体傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
 - PTA管理者特約付賠償責任保険およびPTA役員プロテクトは、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(一般社団法人埼玉県PTA安全互助会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、手引きに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

☐ 世帯数などに誤りはありませんか。

☐ 手引きに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

一般社団法人 埼玉県PTA安全互助会

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3F
電話 048(749)1661 FAX 048(749)1669

【取扱代理店】 株式会社カイトー 担当:中村・佐藤

東京都新宿区西新宿7-2-6 K-1ビル8階

電話 03-3369-3107(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社

埼玉中央支店法人支社

さいたま市大宮区桜木町4-82-1

電話 050-3798-5791 ※自動音声の指示に従い法人支社を選択ください

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

■保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- この『埼玉県PTA安全互助会オプションプランの手引き』は、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者の団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、(一社)埼玉県PTA安全互助会までご照会ください。

「自転車・タブレットまるっと賠償補償」のご案内

「PTA一括加入方式」はご加入忘れがなく安心です！

（保険期間1年 団体割引30%）

- ご加入いただける方：当会ご加入のお子さま、および教職員さま
- 保険期間：2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで1年間
- 締め切り：2026年3月6日（金）
- 3月6日以降、保険期間中途でのご加入は、毎月20日締切・翌月1日補償開始

・自転車
・タブレット
・ご家族の
賠償補償

交通傷害危険のみ補償特約セット

自転車・タブレットまるっと賠償補償			
商品名：傷害総合保険(交通傷害型) 国内外補償			
個人賠償責任補償	補償内容		保険金額
	自転車運転中の事故をはじめ 日常生活における他人への賠償補償 ・他人にケガをさせた ・他人の財物を壊した ・学校貸与タブレットを壊した、盗まれた等		示談交渉サービス付! (国内のみ) 1億円 (自己負担額なし)
ケガの補償	交通事故によるケガ ・自転車等、交通乗用具に搭乗中の事故 ・所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故等	死亡保険金	14万円
		後遺障害保険金	約5,600円 ～14万円
一時払保険料(年間)			1,350円



被保険者の範囲 補償内容	リスト記載の 本人※	本人※の 同居の家族
個人賠償責任補償	○	○
ケガの補償	○	×

※園児・児童・生徒及び教職員



- お申込方法は本手引き巻末に掲載の「自転車・タブレットまるっと賠償補償申込方法」をご参照ください。
- 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本手引きをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、この手引きに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人埼玉県PTA安全互助会
- 保険期間：2026年4月1日午後4時から1年間
- 申込締切日：2026年3月6日(金)
- 引受条件(保険金額等、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本手引きに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：埼玉県PTA安全互助会の学校PTA
 - 被保険者：一般社団法人埼玉県PTA安全互助会の幼・小・中・高・特別支援学校および幼保連携型認定こども園に在籍する園児・児童・生徒・教職員【個人型】死亡・後遺障害保険金は加入した方がのみが保険の対象となります。
 - お支払方法：一般社団法人埼玉県PTA安全互助会の銀行口座にお振込みいただきます。詳細はご加入のお申込み後にご案内します。
 - お申込方法：本手引き巻末をご参照ください。
 - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、一般社団法人埼玉県PTA安全互助会からお申し込み受付後にご案内します。
 - 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の一般社団法人埼玉県PTA安全互助会までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体の加入者数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【傷害総合保険:交通傷害型】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事 中のその作業に直接起因する事故 など
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（国内外補償） （注）	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 （※1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

用語のご説明

用語	用語の定義
【交通乗用具】	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものにかぎり）、自転車、身体障がい者用の車（身体障がい者用車いすを含みます。）、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

●保険金のご請求にあたっては、次ページに掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)続き

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本手引きの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者(一般社団法人埼玉県PTA安全互助会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本手引きに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされている特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

☐ 被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）は正しいですか。

☐ 手引きに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 株式会社カイトー 担当：中村・佐藤
東京都新宿区西新宿7-2-6西新宿K-1ビル
TEL 03-3369-3107（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 埼玉中央支店法人支社
さいたま市大宮区桜木町4-82-1
TEL 050-3798-5791（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022808＜通話料有料＞
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

【事故があった場合は】



事故サポートセンターまで
お電話ください。

TEL 0120-727-110
（受付時間：24時間365日）

下記をオペレーターにお伝えください。

- ① 証券番号：912612G813
- ② 契約者名：埼玉県PTA安全互助会
- ③ 加入者名：在籍の学校名
- ④ 被保険者名：お子さまのお名前

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- この手引きは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者の団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、（一社）埼玉県PTA安全互助会までご照会ください。

＜ PTA一括加入方式 ＞
「自転車・タブレットまるっと賠償補償」申込方法

STEP 1

(一社)埼玉県PTA安全互助会ホームページ から、「自転車・タブレットまるっと賠償補償(excel版)」の申込みリストをダウンロードする。

◆(一社)埼玉県PTA安全互助会ホームページURL: <https://sai-pta-an.org/>

STEP 2

「自転車・タブレットまるっと賠償補償(excel版)」に生徒等全員の氏名(カタカナ表記)と生年月日(西暦表記)を入力する。

◆賠償責任保険は家族も補償対象となりますので、同居の兄弟姉妹がいる場合、どなたかおひとりの加入でも可とします。なお、傷害保険の補償は、リストに記載された方のみとなりますのでご注意ください。

STEP 3

入力済の「自転車・タブレットまるっと賠償補償(excel版)」を下記メールアドレスに送信する。

◆リスト送信先 : (一社)埼玉県PTA安全互助会メールアドレス: info@sai-pta-an.jp

◆リスト受付日により保険期間は以下のとおりとなります。

新 規 加 入				
保険始期	保険終期	リスト受付日	保険料 払込期日	自転車・タブレットまるっと 賠償補償 新規加入保険料
2026年 4月 1日	2027年 4月 1日	2026年 3月 6日	2026年 6月 12日	1,350円/名

中 途 加 入				
保険始期	保険終期	リスト受付日	保険料 払込期日	自転車・タブレットまるっと 賠償補償 中途加入保険料
2026年 5月 1日	2027年 4月 1日	2026年 4月20日	2026年 6月 12日	1,240円/名
2026年 6月 1日		2026年 5月20日	2026年 6月 12日	1,130円/名
2026年 7月 1日		2026年 6月20日	2026年 6月25日	1,010円/名
2026年 8月 1日		2026年 7月20日	2026年 7月25日	900円/名
2026年 9月 1日		2026年 8月20日	2026年 8月25日	790円/名
2026年10月 1日		2026年 9月20日	2026年 9月25日	680円/名
2026年11月 1日		2026年10月20日	2026年10月25日	560円/名
2026年12月 1日		2026年11月20日	2026年11月25日	450円/名
2027年 1月 1日		2026年12月20日	2026年12月25日	340円/名
2027年 2月 1日		2027年 1月20日	2027年 1月25日	230円/名

【注意】「リスト受付日」および「保険料払込期日」が(土)(日)(祝日)となった場合は、前日(平日)となりますのでご注意ください。

(SJ25-09464. 作成日: 2025/11/07)

＜加入手続きに関する提出書類等一覧＞

○通常加入 4月補償開始(手引き掲載の様式をコピーするか、HP からダウンロードしてご利用ください)

様 式	書 類 名	公印	提出方法	提出期間
様 式 - 1	加入申込書	○	FAX または メール	2月3日～3月6日
様 式 - 2 - A	準会員名簿	○	FAX または メール	対象 PTA 活動開始前までの 2月3日～6月5日
様 式 - 2 - B	その他会員名簿	○	FAX または メール	対象 PTA 活動開始前まで
様 式 - 3	確定数・払込金額報告書	×	FAX または メール	5月7日～6月5日
会 費	払込取扱票	×	ゆうちょ銀行へ払込	様式-3 提出後 5月7日～6月12日
一括加入リスト (4月加入者分)	一括加入リスト	×	HP からダウンロード →メール	2月3日～3月6日

○新規中途加入 7月補償開始(HP からダウンロードしてご利用ください)

様 式	書 類 名	公印	提出方法	提出期間
様 式 - 1	加入申込書	○	FAX または メール	4月1日～6月5日
様 式 - 2 - A	準会員名簿	○	FAX または メール	対象 PTA 活動開始前までの 4月1日～6月5日
様 式 - 2 - B	その他会員名簿	○	FAX または メール	対象 PTA 活動開始前まで
様 式 - 3	確定数・払込金額報告書	×	FAX または メール	5月7日～6月5日
会 費	払込取扱票	×	ゆうちょ銀行へ払込	様式-3 提出後 5月7日～6月12日

※公印とは、PTA 会長の公印で、個人印や校長印は無効となります。

※公印が必要な書類は必ず公印を押して送ってください(メールで送る場合は、カメラで撮影したものでも受け付けられます)。

※様式 2-A は、提出日によって補償期間が異なりますのでご注意ください(詳細は p.11、p.12)。

※一括加入リストに変更があった場合はすぐに連絡してください(詳細は p.20、p.62)。

※払込取扱票は、この手引きと一緒に送付しております。お手元がない場合は、郵便局備え付けの青色の
払込取扱票をご利用ください。

※払込先(会費納入の詳細は p.19)

金融機関:ゆうちょ銀行

口座記号番号:00100-6-485095

加入者名:一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会

※他金融機関からの払込口座番号

〇一九店 当座 0485095

振込人名に必ず市町村・学校名を記入してください。